

J A D I S C L O S U R E

ディスクロージャー誌

2020

J A 東京あおば



目 次

ごあいさつ	1
経営方針	2
金融商品の勧誘方針	3
事業の概況	5
社会的責任と貢献活動	14
リスク管理の状況	15
自己資本の状況	18
事業のご案内	19
各種手数料	25
貸借対照表	28
損益計算書	30
注記表	32
剰余金処分計算書	52
部門別損益計算書	53
会計監査人の監査	55
損益の状況	56
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	57
信用事業	59
共済事業	69
経済事業	71
経営諸指標	75
自己資本の充実の状況	76
役員等の報酬体系	89
当組合の組織	92
沿革・歩み	93
[連結情報]	
グループの概況	95
連結貸借対照表	97
連結損益計算書	99
連結注記表等	101
連結剰余金処分計算書	127
連結事業年度のリスク管理債権の状況	128
連結事業年度の事業別経常収益等	129
連結自己資本の充実の状況	130
財務諸表の正確性等にかかる確認	143

*注 各項目の金額は千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）となっておりますが、小計・合計等は各項目を円単位で計算後、千円単位（千円未満切り捨て）又は百万円単位（百万円未満切り捨て）にして表示しています。

JA TOKYO DISCLOSURE 2020

『信頼され、未来へ続く東京農業』について 組合員・地域みなさまに 理解が深まることを願って

JAのディスクロージャーとは

ディスクロージャー (Disclosure) とは、「企業の業績や財務内容などの公開」のことです。

財務状況や経営内容はどうなのか、どんな商品があるのか、といった情報を公開することで企業の透明性を高め、利用者からの信頼を維持・向上することを目的としています。

JAも、経営情報などの開示を通じて経営の透明性を高める観点などから、ディスクロージャーが求められています。

JAは、貯金などの信用事業、保障などの共済事業や営農指導・販売、購買などの各事業を行っており、各事業が相互に補完しサービスを総合的に提供する事業体です。

また、JAは組合員（一般の株式会社での株主に相当）により組織され、組合員が運営・利用するという協同組織です。

一般の会社では、高収益・高配当を目的としています。JAは各事業を通じて組合員・地域みなさまへの貢献を第一に考え大切にしております。

そのため、大都市のJAとして安心・安全な野菜などを食卓へ届けるのはもちろん、災害時の避難場所としての農地の提供など様々なかたちで組合員・地域みなさまとつながり、生活に貢献していくことが大切であると考えています。

みなさまから貯金等を通じお預かりしている大切な資産につきましては、当然、健全で安定した経営を心がけるとともに経営内容を公開し、組合員・地域みなさまに信頼を得ていくことが大切です。

私たちは、組合員・地域みなさまの経済・生活・文化の発展に貢献していくことが重要だと考えます。

このディスクロージャー誌を通じて、JA東京あおばへのご理解が一層深まることを願っています。

* 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

* 本冊子については、JA東京あおばの決算期（平成31年4月1日～令和2年3月31日）の情報について掲載しております。

* 記載した金額は、表示単位未満を切り捨てのうえ表示しております。したがって、合計数値と合致しない場合がありますのでご注意ください。

* 金額については、0円の場合は「—」、表示未満の端数がある場合は「0」で表示しております。

日頃、皆さまには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A東京あおばは、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、わかりやすくまとめたディスクロージャー誌を作成いたしました。

皆さまが当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

令和元年度を振り返りますと、5月に新天皇が即位され、「平成」から「令和」の新時代に入りました。9月は大型で非常に強い台風15号、続けて観測史上1位を更新する降水量を記録した台風19号の影響により、全国各地で自然災害が相次ぎました。被災された皆さまには心よりお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興・復旧をお祈り申し上げます。10月はラグビーW杯で日本代表が8強入り、11月は天皇即位後に初めて行う大嘗祭に当 J A の組合員、井之口喜実夫さん・勇喜夫さんの甘藍（キャベツ）が宮中に供納されました。また、練馬区と後援・協賛で開催された「世界都市農業サミット」により都市農業にさらなる注目が集まりました。

経済に目を向けますと、2020年（令和2年）は56年ぶりの東京オリンピック開催の年で、景気回復が期待されましたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、大会は来年に延期となり、世界経済に多大な影響を及ぼしております。一日も早く収束することを願うばかりです。また、感染拡大防止の為、営業時間短縮等のご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

農業を取り巻く環境では、2018年4月より特定生産緑地制度が創設され、同年9月に都市農地の貸借の円滑化に関する法律が施行されました。私ども J A東京あおばはこのような農業を守る制度を活用すべく、引き続き組合員に周知を図り、農地保全に努めてまいります。

現在、貸出金利の低下などにより、信用事業総利益は年々減少傾向にあります。しかしながら、組合員の皆さまのご理解とご協力により、昨年度並みの成績を上げることができました。その結果、出資配当・事業分量配当ができる剰余金処分案をお諮りできる決算となりましたことをご報告申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

令和2年度は「未来へ続く都市農業の確立」「自己改革の実践とさらなる健全経営の構築」を旗印に掲げた「第8次中期経営計画」の2年度目となります。計画の進捗状況や、組合員座談会でいただいた皆さまからのご意見やご質問・ご提案などを J A 運営に反映してまいります。引き続き、農業者の所得増大に向けた改革・施設及び事業改革・人づくり人財育成改革に取り組んでまいりますので、今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

代表理事組合長 洒井 利博

経営理念

わたしたちは、農業の豊かさ、人の和を大切にし、
地域になくてはならない存在をめざします。



農業の豊かさを大切に

農業は命の根源です。
農業を通じて水・緑を守るとともに、環境にやさしい農業をめざし、豊かな自然を次世代に残します。

人の和を大切に

JAは組合員・地域の皆さまと共生・共存しています。お互いを思いやる心を育むとともに、人と人との絆を大切にします。

地域になくてはならない存在へ

組合員・地域の皆さまのより豊かなくらしを応援するとともに、地域の活性化・持続的発展に貢献し、地域になくてはならない存在をめざします。



ビジョン

わたしたちJAは、くらしのサポーター No.1を宣言します。

使命

- 1 都市農業を守る
- 2 組合員のくらしを豊かにする
- 3 地域の活性化に貢献する

価値観

わたしたちは、「4つの満足(4S)の向上」を、事業活動を展開するうえでの共通の価値観とし、経営理念の実現をめざします。

組合員満足 (MS)

組合員が、JAへの積極的な参加・参画によって協同の成果を実現し、都市農業の振興をはじめそれぞれの願いが満たされること

組織満足 (SS)

組織が健全に経営され、信頼されるJAとして、地域になくてはならない存在であり続けること



地域満足 (AS)

JAが、協同の輪を地域に広げ、地域の活性化・持続的発展に貢献することにより、地域の皆さまのくらしが豊かになること

職員満足 (ES)

職員が、働くよこび、仕事のやりがいを通じて成長し、心を高められる職場であること

金融商品の勧誘方針

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

反社会的勢力等への対応に関する基本方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにあたり、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、マネー・ローンダリング等組織犯罪等の防止に取り組み、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

1. （運営等）

当組合は、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、反社会的勢力等との取引排除および組織犯罪等の防止について周知徹底を図ります。

2. （反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

3. （組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

4. （外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

5. （取引時確認）

当組合は、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく取引時確認について、適切な措置を適時に実施します。

6. （疑わしい取引の届出）

当組合は、疑わしい取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、速やかに適切な措置を行い、速やかに主務省に届出を行います。

※1 反社会的勢力とは、平成19年6月に政府が公表した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に記載される集団または個人を指します。

※2 反社会的勢力等とは、上記反社会的勢力のほか暴力団との関係が認められない反社会性を有する集団または個人（凍結口座名義人等の犯罪集団への関与が疑われる者、資産凍結等経済制裁措置対象者等）を指します。

金融円滑化にかかる基本方針

東京あおば農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2. 当組合は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的且つきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. 当組合は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明及び情報提供を適切且つ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的且つ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当組合は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. 当組合は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構若しくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当組合は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

事業の概況

令和元年度は、第8次中期経営計画（令和元年度～令和3年度）の初年度として、さらなる自己改革に取り組みました。同計画は、「未来へ続く都市農業の確立」「自己改革の実践とさらなる健全経営の構築」を掲げ、青壮年部・女性部の代表者、若手プロジェクト、JA東京あおば地域振興委員会委員、参集のもと、報告会を開催し、策定に反映させました。組合員との対話活動として、令和元年7月4日から30日まで、全9会場で座談会を開催いたしました。組合員の皆さまから評価をしていただき、計画を修正すべき点や見直す点など、検証・改善の取り組みを行ってまいりました。

農業者の所得増大に向けた改革

練馬区で開催された「世界都市農業サミット」に全面的に協力し、都市農業の理解醸成に取り組みました。また、練馬の都市農業の魅力と可能性を世界に発信し、発展させることで、農業者の所得増大に向けて取り組みました。

施設及び事業改革

ファーマーズショップにりん草をリニューアルオープンしました。

人づくり人財育成改革

推進スキル向上研修を実施しました。
渉外向けフォロー研修を実施しました。
新人研修・入職半年後研修を実施しました。

内部統制の強化

令和元年度からの公認会計士監査に対応するため、事務リスク管理態勢の強化、経済事業に関するマニュアル等を運用し、内部統制強化に取り組みました。

1 指導事業

① 江戸東京野菜の普及・推進

江戸東京野菜の知名度向上のため、P B 商品を開発し、イベントや直売所・各地区アグリセンターでP Rしました。

② 野菜の地域ブランド化

キャベツ・練馬大根・志村みの早生大根等の地場産野菜のブランド化について、行政と連携し、取り組みました。

③ 新規就農者支援・多様な担い手の育成・確保

青壮年組織協議会主催の後継者育成事業「アグリスクール」の支援をしました。また、若手就農者向けに農機安全講習会を開催しました。

④ 食と農の大切さ、都市農業の大切さ、食の安全・安心を伝える場を提供しました。

食農教育の場	開催回数	参加人数
地域住民向け料理教室	4	66
夏休み親子料理教室	1	16
職場体験受入	20	73
社会科見学受入	11	940
夏休みこども村	1	60
農業に関する出前授業	7	240

⑤ 顔の見える農産物の推進

「顔の見える農産物」実現のため、スマートフォンでも使える生産履歴管理・農薬適正使用システム「栽培くん」の取り扱いを推進し、登録者数が138人となりました。また、直売所・アグリセンター等で農畜産物放射性物質検査を実施し、毎月ホームページ上で結果を開示しました。

⑥ 営農指導力の強化

振興渉外担当者を対象に農薬安全使用講習会等を開催しました。また、農薬の検索や病害虫が診断できる農業電子図書館を活用しました。

⑦ 地域との共生

- ・第22回 J A 東京あおば農業祭を開催し、2日間で約8万4千人の来場者がありました。
- ・第13回練馬大根引っこ抜き競技大会を開催し、542人が参加しました。今年度は世界都市農業サミットの一環行事として開催し、多くの外国人が参加しました。
- ・宮中大嘗祭に基幹作物であるキャベツを供納し、広くP Rしました。
- ・地域住民参加型のさまざまなイベントに参加しました。
- ・練馬区内で開催されたマルシェに10回参加しました。

⑧ 農地の保全・環境の保全

- ・行政（区・都・国）との連携を強化し、都市農業振興を図る政策の提言を継続しました。
- ・農地の保全を図るため、組合員台帳を整備しました。

⑨ 特定生産緑地の指定促進と都市農地貸借制度の周知

行政との連携を強化し、都市農地制度について理解を深めてもらうとともに、農地を貸したい方、借りたい方に対して訪問活動を実施しました。

2 福祉事業

組合員の生活支援と地域の皆さまが安心して暮らせるように、事業に取り組みました。

- ・各地区女性部・あおば共生の会と連携し、各地区でミニデイサービスを計8回開催、延べ342人が参加しました。
- ・人間ドック利用拡大のため、受診される支部員とその家族の方々に引き続き助成しました。人間ドックや成人病検査等、健康管理活動の受診者数は272人でした。

3 購買事業

肥料や農薬等、農業生産に必要な資材は予約共同購入により価格低減を実施しました。生活物資については、各地区女性部役員で構成されるショップアドバイザーの意見を取り入れ、新商品の取扱いを開始。地域の皆さまが魅力を感じる店舗づくりをめざしました。

- ① J A全農の肥料価格の低減努力により、組合員の肥料購入負担金額を軽減することができました。また、予約共同購入により流通コストを抑制し、組合員のニーズに沿った品揃えに努めました。
- ② ショップアドバイザーによるAコープ商品の充実を図りました。

4 販売事業

農業者の所得増大に向け、市場への計画出荷、直売所を拠点とした流通・販売体制の強化に努めました。また、安全・安心な農産物の販売に向けて取り組みました。

- ① 農業者の所得増大のために、都市農業の特徴を活かした多様な販路拡大に努め、基幹作物であるキャベツや練馬大根を中心に、管内の学校に地場産農産物を給食の食材として提供しました。
- ② J A東京中央会と連携し、管外（新宿区、中野区、台東区、江東区、中央区）の学校へ地場産農産物を給食の食材として提供しました。
- ③ 管内の病院・児童館・子ども食堂へ地場産農産物を提供しました。
- ④ 新たな販路を拡大するために、板橋区内の商店街で地場農産物を販売しました。
- ⑤ 魅力ある直売所づくりのために、J Aところ・J A新みやぎ・J Aやつしろ・J Aおきなわ等、提携J Aの特産品（玉ねぎ・米・トマト・グアバ茶等）の取り扱いを拡大し、商品を充実させました。
- ⑥ 都内各J Aと連携し、P B商品（J A町田市の柚子ゼリー、J A東京スマイルの小松菜味噌汁、J A東京むさしの大根とブリなど）の相互販売を開始しました。

5 利用事業

農機担当者を増員しました。また、農業機械の貸し出しを促進し、組合員の支出を抑制することや、高齢化が進むなかでの組合員支援、農業機械のメンテナンスサービスの充実に努めるなど、組合員のニーズに対応するため、事業を展開しました。

① 組合員支援

- ・各地区で、援農ボランティアの登録を推奨し、練馬区主催「農の学校」の援農ボランティアを生産者に紹介しました。
- ・農業機械実演講習会、農業機械安全使用講習会、小型農機点検整備会・安全指導、コンボストシュレッダー安全使用指導実演会を実施し、延べ59人が参加しました。

利用事業	件数
農業機械の貸し出し	57
オペレーターの派遣	29
各種農機点検・整備・依頼	219

② セレモニーセンター

- ・相互扶助の精神に基づき、組合員や地域の皆さまの負託に応える真心を込めたサービスを展開し、葬儀を59件施行しました。
- ・後見人管理整理、遺品整理をお手伝いするため、部屋の整理事業を開始しました。
- ・愛する家族の一員として最期を丁寧に弔うため、ペット供養事業を開始しました。

6 信用事業

「くらしのサポーターNo.1」を念頭におき、各事業部署と連携を図り、組合員・利用者の皆さまに総合的なサポートを実施することで、地域になくてはならない「JA東京あおば」をめざし、事業に取り組みました。

① 渉外担当者・くらしの相談員を中心に、農業資金（20件）、住宅資金（50件）、相続税金（10件）等、組合員・利用者のニーズに沿った、くらしに役立つ事業活動を展開しました。

② 地域の皆さまへ都市農業の理解醸成に向け、「都市農業応援定期貯金」を令和元年7月1日～8月16日の期間実施しました。収益力向上の一環として、ATM利用による定期貯金取引を可能とし、証書代等のコスト削減に努めました。また、本定期は窓口取引を含め、1,336件の取り扱いとなり、都市農業の活性化に努めました。

③ 組合員と職員が協力して地場産農産物の即売会やマルシェ・店頭販売を実施し、地域農業の活性化へ繋がる事業展開をしました。

中村橋支店（12回）・田柄支店（2回）・板橋支店（1回）・富士見台支店（2回）
関町支店（3回） 西大泉支店（3回）

④ 長寿社会への貢献として開発した年金受給口座指定者専用定期貯金「あおば・すこやか定期貯金」を7,102件取り扱いました。

⑤ 振り込め詐欺、偽造・盗難キャッシュカード等の金融犯罪、反社会的勢力の行為から組合員ならびに利用者の皆さまを守るため地元警察署と連携し、地域への注意喚起と疑わしい取引については、監督官庁への速やかな届出に努めました。また、マネー・ローンダリング等に対する職員の意識醸成のための研修会を実施しました。

くらしの相談

くらしの相談員・渉外担当者を中心に、組合員の皆様へ「いまから帳」を活用していただくご案内をし、ニーズに沿ったライフプランサポート（相談業務活動）に取り組みました。

- ① 組合員向けの農地制度講習会を実施しました。
- ② 各地区資産管理部会で、視察研修及び講習会を開催しました。

相談活動	件数
相続税シュミレーション	21
相続相談	12
資産運用相談	72
年金相談	88
遺言信託（新規）	10
いまから帳	201

7 共済事業

『安心と信頼の「絆」を未来につなぐ～地域のくらしと農業を支える J A 共済～』を事業方針に掲げ、相互扶助の精神のもと、組合員ならびに地域の皆さまに安心と満足をお届けできるよう、事業に取り組みました。

- ① 「3 Q 訪問活動」を6,710件実施しました。

ラブレッツ

- ② 事務負担軽減・効率化向上を図るため、タブレット端末機「Lablet's」を使用した普及に努め、ペーパーレス契約の普及率が87.0%になりました。
- ③ 事務負担軽減・組合員・利用者の利便性向上を図るため、共済掛金のキャッシュレス手続きの普及に努め、キャッシュレス契約割合が80.6%となりました。

8 旅行事業

組合員の皆さまにご満足いただけるような、J A ならではのオリジナル商品の提供に努めました。また、観光地ならではの文化・自然を体験でき、ゆったりとした旅行を企画・催行しました。

- ① 国内旅行の実施【合計6件217人】

ツアー名	募集人数	参加人数
ハウステンボスと世界遺産軍艦島長崎名所 3 日間	25	20
初夏の道東（釧路湿原と知床 3 日間）	25	20
謝恩企画 下部温泉に泊まる 2 日間	200	122
なばなの里イルミネーションと香嵐渓 3 日間	30	25
ミセスの会 高遠の桜と天竜水神温泉 2 日間	45	15
ミセスの会 河口湖紅葉観賞と鍾山苑のランチ	40	15

②バス旅くらぶ旅行の実施【合計7件160人】

ツアー名	募集人数	参加人数
山のホテルツツジ観賞と空中散歩	25	22
明野のひまわり畑と山梨桃狩り	40	20
那須茶臼岳の紅葉観賞	25	15
あしかがフラワーパークイルミネーション	40	26
都内イルミネーションとクルーズの夕食	40	27
三浦海岸桜まつりと横須賀軍港めぐり	40	26
ハッ場ダムツアー	30	24

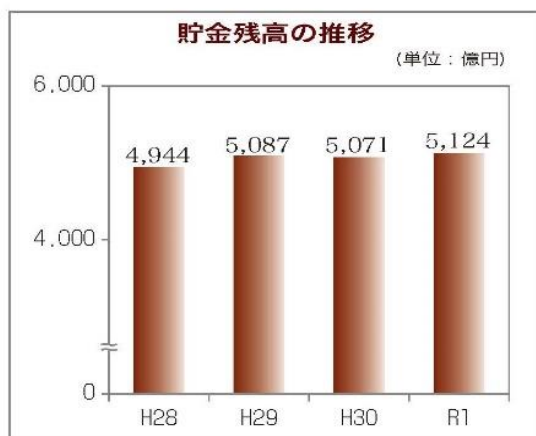
③ J A契約バスの運行【合計101件】

※令和元年度の計画を一部変更しております。

9 宅地等供給事業

「農と住」の調和を第一に考え、時代に即した資産管理事業を展開するため、くらしの相談課と東京協同サービス（株）が連携しながら、組合員の資産管理の充実をめざし、事業に取り組みました。

主な事業成績の推移



対処すべき重要な課題

J A東京あおばの自己改革

① 農業者の所得増大に向けた改革

—第8次中期経営計画（農業振興計画含む）を基軸に地域振興—

組合員の声を反映させた第8次中期経営計画（令和元年度～令和3年度）を基軸に、都市農業・都市農地にかかる諸制度の周知徹底と特定生産緑地の指定促進を続け、生産効率化の提案や肥料・農薬等の価格引き下げ、農畜産物に対する付加価値の増大のため、P B商品の開発に取り組むなど、意欲ある農業者の所得増大に向けて引き続き取り組むことが課題です。

② 施設及び事業改革

支店再編計画に基づき、計画を進め、財務基盤の強化に向けて取り組むことが課題です。

③ 人づくり人財育成改革

職員ステップアップガイドの見直しを図り、組合員や地域の皆さまに信頼され、地域の活性化に貢献できる職員を育成してまいります。P D C Aサイクルを好循環させ、人材を人財に育成していくことが課題です。

内部統制の強化

① 内部統制を整備します。

② 内部統制の有効性発揮に向けた内部監査を強化します。

③ 個人情報取り扱いを厳格化し、適正な情報処理を行える態勢を構築します。

④ 利用者保護にかかる適正な事務処理を行える態勢を構築します。

財務基盤強化

① 新たな自己資本規制（バーゼルⅢ）のもとでも現状の自己資本比率水準が保てる財務基盤を確立するため、自己資本の充実を図ります。

② 持続可能なJ A経営基盤の確立・強化に向けて収支構造改革を行うため、重点取組事項9項目を策定しました。

収支構造改革取組方針

J A東京あおばは、組合員のために総合事業体としての機能を発揮し、「何かあったらすぐJ A」と頼りにされるJ Aをめざします。そのためには、農林中央金庫が示す奨励金水準等が段階的な見直しがおこなわれる期間中（令和2年度～令和4年度末まで）に、持続可能なJ A経営基盤の確立・強化に向けた収支構造改革が必須です。そこで、持続可能なJ A経営基盤の確立・強化に向けて、①経費削減・②収入増加・③業務改善に取り組み、収支構造改革を図ります。



収支構造改革重点取組事項 9項目

- (1) 第2期支店再編計画の策定
- (2) 地域振興事業戦略構築
- (3) 信用事業 融資伸長
- (4) 審査態勢の見直し
- (5) 渉外のあり方について（くらしの相談・共済L Aを含む）
- (6) 東京協同サービス(株)との事業連携のあり方について
- (7) 業務コストの見直し
- (8) 人財育成・働き方改革
- (9) 業務量調査結果の課題解消に向けて

トピックス



全般に関する事項

当組合は、板橋区・北区・豊島区・練馬区を事業区域とし、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当組合の資金は、その大半が組合員の皆さまなどからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としております。当組合では、資金を必要とする組合員の皆さま方や、その他地域住民の方々にもご利用いただいております。

また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

1 地域からの資金調達の状況

組合員をはじめ、利用者の皆さまからお預かりした貯金の残高は、512,453百万円となっており、この一年間で5,325百万円増加しました。

2 地域への資金供給の状況

組合員をはじめ利用者の皆さまへの貸出金残高は、145,594百万円となっており、地域活性化に向けて資金供給しています。

3 文化的・社会的貢献に関する事項

（１）教育文化活動

- ①伝統作物の継承事業への取り組み
- ②学校給食への地場産農産物の提供
- ③学校で作る農産物への営農指導への協力
- ④学童農園支援
- ⑤夏休み子ども村の開催
- ⑥野菜ウォークラリーへの協力
- ⑦練馬大根引っこ抜き競技大会の開催
- ⑧農業祭の開催

（２）社会的貢献活動

- ①年金、税務、法律相談の開催
- ②相続、遺言セミナーの開催
- ③高齢者福祉活動への取り組み
- ④小学生の社会科見学受入
- ⑤中学生の職場体験受入
- ⑥地元行事（お祭り等）への参加
- ⑦地域安全パトロールへの協力
- ⑧地域消防団への参加協力
- ⑨交通安全運動への協力
- ⑩震災被災地の復興支援

4 地域密着型金融への取り組み

組合員と職員が協力して地場産農産物の即売会やマルシェ・店頭販売を実施し、地域農業の活性化へ繋がる事業展開をしました。

中村橋支店（１２回）
田柄支店（２回）
板橋支店（１回）
富士見台支店（２回）
関町支店（３回）
西大泉支店（３回）

リスク管理の状況

リスク管理体制

〔リスク管理基本方針〕

組合員・利用者の皆さまに安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。

不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「経理規程」及び「決算事務手続要綱」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当ＪＡは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

5 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

6 システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備えています。

法令遵守体制

〔コンプライアンス基本方針〕

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者からの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上に繋がるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

〔コンプライアンス運営態勢〕

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、本店各部門・各支店にコンプライアンス推進担当者を設置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆さまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等に取り組んでいます。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

金融ADR制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当JAは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口 ☐信用事業 信用部（電話：03-5372-1314）

☐共済事業 共済部（電話：03-5372-1315）

※受付時間 平日 午前9時～午後5時

2 紛争解決措置の内容

当JAは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・信用事業

東京弁護士会（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）

当JAの苦情等受付窓口又は一般社団法人JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会については、各弁護士会に直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京以外の地域にお住まいの場合は、東京三弁護士会が設置している仲裁センター等にて、居住地の近隣弁護士会で手続を進める「現地調停・移管調停」をご利用いただくことも可能です。

- ・共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<http://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<http://www.n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<http://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士保険ADR

（<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。当JAの苦情等受付窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当JAは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和２年３月末における自己資本比率は、16.86%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

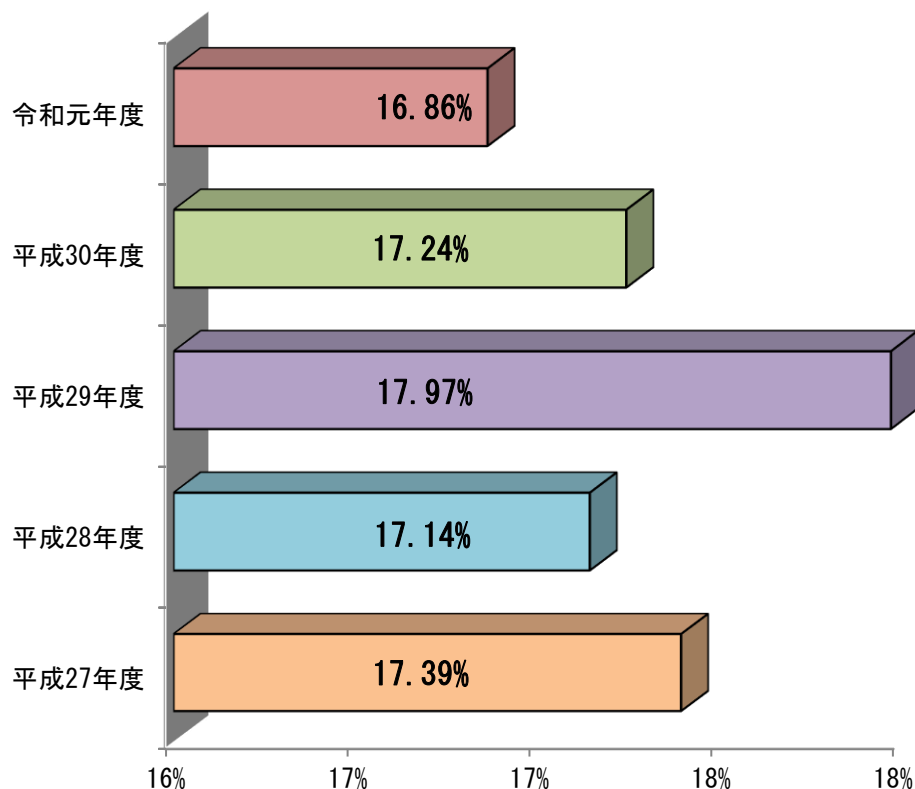
当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,224百万円

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

自己資本比率の推移



事業のご案内

当JAは地域金融機関として、組合員をはじめ地域の多くの方々にご利用いただいています。JAは、さまざまな事業部門を持った総合的な事業体です。以下に主な事業の内容についてご案内いたしますので、身近な金融機関としてお気軽にご利用ください。

1 信用事業

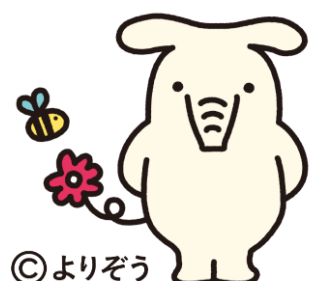
信用事業では、貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。JAの信用事業は、組合員・利用者の皆様に大きな「安全」・「安心」・「安定」を提供するために、JAバンクシステムを構築しており、全国のJA・都道府県信連・農林中央金庫が有機的に結びつき、JAバンク・セーフティーネットで組合員・利用者の皆様に信頼される金融機関をめざしています。

また、年金振込者を会員とする「年金友の会」の諸活動を通じて、地域の輪を広げ会員相互の親睦を図っています。

貯金業務

組合員や地域の利用者の皆様の大切な貯金をお預りしています。総合口座・普通貯金・当座貯金など、使いやすい便利な貯金から、定期貯金・定期積金など目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。

種 類	特 徴
総 合 口 座	普通貯金と定期貯金がセットになって、「貯める」、「支払う」、「借りる」、「受取る」とオールマイティでとても便利です。
普 通 貯 金	いつでも出し入れ自由。おサイフがわりにご利用ください。
当 座 貯 金	代金等のお支払いに手形や小切手をご利用いただく貯金です。
貯 蓄 貯 金	普通貯金のように「お預入れ」、「お引出し」が自由で、残高に応じた利率を適用します。 ※ 公共料金・クレジット利用代金のお支払い、給与等のお受け取りにはご利用いただけません。
納 税 準 備 貯 金	税金納付のための資金を準備することを目的とした貯金です。お引出は原則として、税金の納付のためとしております。
通 知 貯 金	まとまった資金を短期間（7日以上）お預りする貯金です。お支払いの場合、事前（2営業日以上）に通知が必要です。
ス ー パー 定 期 貯 金	いくらからでもお預入れ可能な定期貯金です。 お預入れいただく期間（1か月～5年）をご指定いただき、その期間の利率は変わらない確定利回りです。
自 由 金 利 型 定 期 貯 金	1,000万円以上をお預りする貯金です。大口資金運用にご利用ください。
変 動 金 利 定 期 貯 金	お預入れから6か月ごとに金利情勢に応じて利率を見直し、新しい利率で運用する貯金です。個人のおお客様の預入期間3年のお利息は、半年複利となっています。
期 日 指 定 定 期 貯 金	個人のおお客様にご利用いただける預入期間1年～3年の1年複利の定期貯金です。預入から1年を経過した後は、いつでも解約いただけます。
積 立 式 定 期 貯 金	お子様の進学など将来に備えて資金を貯めていただくのに最適な定期貯金です。積立期間や満期日を定めない「エンドレス型」、目標額を決めて無理なくためていく「満期型」などお客様のニーズに合わせて貯めていくことができる貯金です。
定 期 積 金	ご旅行や将来の生活設計、ご結婚の準備など長期計画に備えて資金を貯めていただくのに最適です。1回の掛金が1千円以上、積立期間は6か月～5年以下となっておりますので、無理なく目標達成ができます。



©よりぞう

融資業務

組合員や地域の皆様の暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。
住宅ローンやマイカーローンなどの各種ローン商品、農業者・組合員の皆様に必要な資金をご用意しておりますので、お気軽にご相談ください。
また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の質的向上・発展にも貢献しております。

種 類	特 徴
住 宅 ロ ー ン	(一般型・100%応援型) 住宅の新築・増改築資金、住宅用地の購入資金、住宅・マンションの購入資金などにご利用いただけます。
	(借換応援型) 他の金融機関からの借入中の住宅ローンの借換資金と借換に伴う諸費用にご利用いただけます。
賃 貸 住 宅 ロ ー ン	アパートやマンションの建設・増改築・補修改修の資金にご利用いただけます。
マ イ カ ー ロ ー ン	自動車・バイクの購入や修理・車検などの資金にご利用いただけます。
教 育 ロ ー ン	お子様たちの進学をJAが支援します。入学金・授業料など教育に関する資金にご利用いただけます。
リ フ ォ ー ム ロ ー ン	住宅の増改築・改装・補修の他、システムキッチンなどの設備住宅に付帯する設備等にご利用いただけます。
フ リ ー ロ ー ン	結婚・旅行・電化製品のお買物など生活設計資金にご利用いただけますので、暮らしを彩るさまざまなプランにご利用いただけます。
ワイドカードローン	あらかじめ決められたお借入れ額の範囲内なら、JAのATMでご自由に引き出しでき、何回でもご利用いただけます。急な出費の際の強い見方です。
営 農 支 援 ロ ー ン	農機具の購入、パイプハウス建設など農業生産に関する資金にご利用いただけます。

為替業務

全国のJAをはじめ、全国の銀行・信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JA本支店の窓口から全国の金融機関へ安全・迅速・確実に振込、送金などができる為替のお取り扱いしています。
また、小切手や手形等のお取り立てもお取り扱いしています。

種 類	特 徴
振 込 ・ 送 金	当JAの本支店はもとより全国の銀行等の本支店へ安全・確実・迅速にご送金いたします。お子様の学費の仕送りなどに大変便利です。
代 金 取 立	手形・小切手などの保管と期日管理をお引き受けいたします。期日にお取り立てを行い口座にご入金いたします。
給 与 振 込	毎月の給料やボーナスがお客様の口座に自動的に振り込まれ、支払日の朝からお受け取りいただけます。給料日が出張や休暇中でも安心です。

証券窓販業務

個人向け利付国庫債券（個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしております。

種 類	特 徴
国 債	国が発行する信用力・安全性が極めて高い債券です。生活設計にあわせてお選びいただけます。

JAバンク・セーフティネット

JAバンクでは、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。

これにより、組合員・利用者みなさまにより一層の安全をお届けしています。

破綻未然 防止システム



貯金保険制度

JAバンクの健全性を確保し、JAなどの経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には次のとおりです。

- ① 個々のJAなどの経営状況についてチェック（モニタリング）を行い問題点を早期に発見。
- ② 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善などを実施。
- ③ 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」などを活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

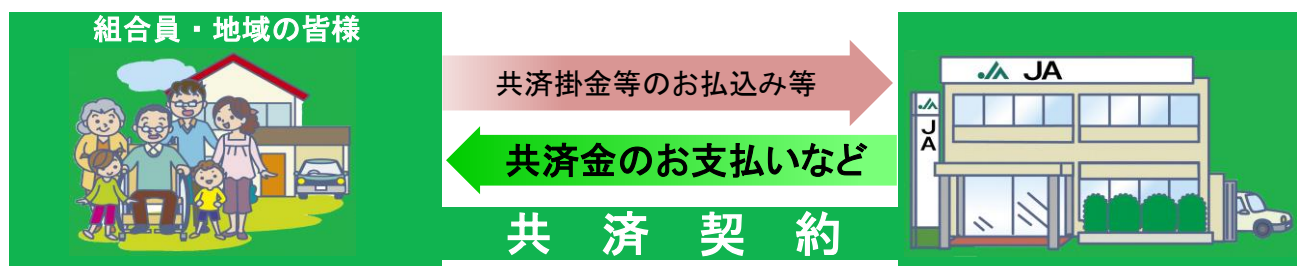
「貯金保険制度」は、JA・信連・農林中金などが加入している、貯金者保護のための公的な制度です。

万が一、JAが貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

「貯金保険制度」による貯金者保護の仕組みは、銀行・信金・信組・労金などが加入している「預金保険制度」と基本的に同様の内容です。

2 共済事業

共済事業は、組合員・地域の皆様の暮らしに潜むリスクに幅広く対応するため、「ひと」・「いえ」・「くるま」の総合保障を提供しています。
当JAは暮らしのパートナーとして、ご利用者の皆様の一人ひとりのライフスタイルに合わせた人生設計に応えられる保障を提供することで、「安心」と「満足」をお届けいたします。



※ JA共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・地域の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。



万一の保障、医療や介護、年金の保障で、ご家族やご自身の暮らしをサポートします。

万一のときの家族の生活に備える

入院や手術に備える

教育資金や老後に備える

種 類	特 徴
終 身 共 済	一生涯にわたって万一のときを保障するプランです。 ニーズに合わせて、特約を付加することにより保障内容を自由に設計することもできます。
養 老 生 命 共 済	「万一のときの保障」と「将来の資金づくり」で保障と貯蓄を両立させたプランです。 「満期で受け取る」、「途中で受け取る」など貯蓄的な機能と「充実した保障」とさまざまなプランを選択いただけます。
引受緩和型終身共済	健康状態に不安のある方でもご加入しやすい万一保障プランです。 通院中の方も、病歴がある方も簡便な告知でご加入いただけます。 18歳～80歳の方まで幅広くご利用いただけます。
医 療 共 済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。 一人ひとりのニーズにあわせて、保障の手厚さ、保障の長さ、掛金を払う期間などを選ぶことができます。先進医療保障を加えることで、最新の治療を安心して受けることができます。さらに、万一保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
が ん 共 済	がん闘うあなたの「生きる」を応援し、一生涯にわたって手厚く保障するプランです。 ニーズにあわせて、先進医療保障を加えたり、入院・手術等の保障を充実させることもできます。
介 護 共 済	「長生きの時代に安心して暮らしていける」に備えるプランです。 公的介護保険制度に定める「要介護2～5」に認定されたとき、または所定の重度要介護状態になったときなどに介護共済金が受け取れます。
生 活 障 害 共 済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障プランです。 「継続的にささえるプラン」と「まとまったお金で支えるプラン」を選択いただけます。
こ ど も 共 済	「お子さまの入学資金づくり」に加え、「お子さまの入院・手術も保障」するお子様向けのプランです。 「ご契約者(親)がもしものとき、共済掛金いただかない」、「入園、入学にあわせて学資金を受け取る」など保障・特約を選択いただけます。
予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済	「確実に受け取れる」をモットーに積立感覚で老後の生活資金を計画的に準備するためのプランです。 医師の審査なしの簡単な手続きで加入でき、最低保障予定利率が設定されているので安心です。



火災のほか、地震などの自然災害から、大切な建物や家財をお守りします。

火災に備える

地震などの自然災害に備える

災害等によるケガに備える

種 類	特 徴
建 物 更 生 共 済 む て き プ ラ ス	「建物」や「家財」の損害を幅広く保障するプランです。 プランにより、火災はもちろん、台風や地震などの自然災害やケガにも、 しっかり備えることができます。掛け捨てではありませんので満期共済金 は、建物の新築・増改築や家財の買替資金として活用できます。
火 災 共 済	お住まいの建物の火災によって損害を受けた時に保障するプランです。



自動車事故のさまざまなリスクに、充実の保障とサービスでお応えします。

相手方への賠償に備える

事故によるケガ等に備える

お車の修理に備える

種 類	特 徴
自 動 車 共 済 ク ル マ ス タ ー	事故にあわれた相手方への対人・対物保障をはじめ、お車を運転されてい たご自身・同乗されていた方々のための傷害補償や車両保障など万一の事 故に幅広く保障するプランです。
自 賠 責 共 済	自動車事故被害者の保護・救済のため法律に基づき、すべての自動車（バ イク・原付も含みます）に加入が義務づけられています。未加入の場合、 法律違反となりますのでご注意ください。

3 経済事業

経済事業には、農業者が生産した新鮮な野菜などの農畜産物を消費者にお届けする「販売事業」と、農業に必要な資材や暮らしに必要なさまざまな生活用品を提供する「購買事業」があり、農業と地域の皆様の暮らしを結ぶお手伝いをしています。

また、直営の直売施設である板橋地区アグリセンター、ファーマーズショップこぐれ村、練馬地区アグリセンター、総合園芸センターふれあいの里、とれたて村石神井、ファーマーズショップにりん草では、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を販売しています。

販売事業

管内で生産された農畜産物を農業者に代わって販売しています。

生産者と消費者を結ぶ「架け橋」として、農業者の所得向上につなげるとともに、新鮮で安全・安心な地場農畜産物を消費者に届けています。



購買事業

農業生産に必要な資材や暮らしに必要な生活用品等を組合員や地域の皆様へ提供する事業です。計画的な仕入れにより、安価で良品質の商品を安定的に提供しています。



4 宅地等供給事業

「農と住」の調和を第一に考え、時代に即した資産管理事業を展開しています。組合員の皆さまからの資産に関わる相談を通じ、的確な対応ができるよう、東京協同サービス(株)と連携を図り、既存資産の保全対策など、事業体制の充実、強化に努めています。

5 利用事業

セレモニーセンターでは、組合員や地域の皆様に安心してご利用いただけるよう事前相談などを通じ、葬儀に対する不安を少しでも解消し、「真心のこもった」ご葬儀のお手伝いをさせていただいています。

また、セレモニーセンターは、年中無休24時間体制でご家族の方の万が一に 대응できる体制を整えています。

6 旅行事業

旅行センターでは、組合員および地域の皆様の海外旅行・国内旅行はもちろん、さまざまな旅行に関するお手伝いをNツアー（農協観光）と連携し、思い出づくりのサポーターをさせていただいています。

7 高齢者福祉事業

組合員の生活の支援と地域の皆さまが安心して暮らせるよう努めています。高齢化社会の対応として各地区女性部・あおば共生の会と連携し、ミニデイサービスの提供や健康管理のための人間ドック・成人病検査の受診拡大を図ります。

8 指導事業

営農指導はJAの最も重要な分野であり、付加価値の高い農産物の生産などによる組合員の所得向上を図り、行政機関とともに都市農業の振興に積極的に取り組んでいます。

- 営農相談をより専門的に、よりきめ細やかに対応するため営農指導・相談体制を充実し、地域ごと、また作目別に生産者の多様な要望に応え、情報提供に努めています。

- 生産者部会と連携を図り、農業の担い手の確保と育成、農用地の有効利用に取り組んでいます。

生活指導は、組合員やその家族、地域の皆様方の心豊かな生活と安心して暮らせる地域づくりを支援するため、食農教育、生活文化、健康管理などの活動に取り組んでいます。

各種手数料

※ ここに掲載しました手数料は、令和2年3月31日現在のものです。また個々の取引内容により手数料が異なる場合や新たに付加される場合がありますので窓口でご確認ください。なお、金額には消費税を含んでおります。

内国為替関係

		当農協本支店あて			他金融機関あて				
振込手数料	窓口扱	1万円未満	1件につき	110円	電信扱	1万円未満	1件につき	440円	
		1万円以上 3万円未満	1件につき	220円		1万円以上 3万円未満	1件につき	550円	
		3万円以上	1件につき	440円		3万円以上	1件につき	770円	
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	110円	文書扱	1万円未満	1件につき	330円	
						1万円以上 3万円未満	1件につき	440円	
						3万円以上	1件につき	660円	
	ATM扱	3万円未満	1件につき	110円	電信扱	1万円未満	1件につき	330円	
		3万円以上	1件につき	330円		1万円以上 3万円未満	1件につき	440円	
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	無料		3万円以上	1件につき	660円	
		※ATM振込時、JAバンクおよび、JFマリンバンク以外のお客様は、別途ATM手数料がかかります。				※ATM振込時、JAバンクおよび、JFマリンバンク以外のお客様は、別途ATM手数料がかかります。			
	インターネット扱	3万円未満	1件につき	110円	電信扱	3万円未満	1件につき	220円	
		3万円以上	1件につき	220円		3万円以上	1件につき	330円	
		自店舗振込 (金額に関わらず)	1件につき	無料					
送金手数料		1件につき			440円	1件につき			660円
代金取引手数料	普通扱	1通につき	660円		普通扱	1通につき	990円		
	至急扱	1通につき	880円		至急扱	1通につき	1,100円		
その他の諸手数料	送金・振込の組戻料						1件につき	660円	
	取立手形組戻手数料						1通につき	1,100円	
	取立手形店頭呈示手数料 (ただし、1,000円以上実費を要する場合はその実費分)						1通につき	1,100円	
	不渡手形返却手数料						1通につき	1,100円	
	離島回金手数料						無料		

貯金関係

項目	内 訳			金 額	
当座開設	一般口座			5 5 0 円	
	マル専口座			3, 3 0 0 円	
新規発行	キャッシュカードタイプ（ＩＣタイプ）			無料	
再発行	通帳			5 5 0 円	
	キャッシュカードタイプ（ＩＣタイプ）			1, 1 0 0 円	
	証書			5 5 0 円	
残高証明書	1 通につき			2 2 0 円	
小切手・手形 用紙交付	当座小切手（5 0 枚）【パーソナル含む】			1, 1 0 0 円	
	自己宛小切手（1 枚）			7 7 0 円	
	約束手形（2 5 枚）			8 8 0 円	
	為替手形（2 0 枚）			8 8 0 円	
	専用手形（1 枚）			7 7 0 円	
口座振替	定時自動送金（1 件あたり・1 カ月毎）		自店舗	無料	
			僚店舗	1 1 0 円	
			上記以外	5 5 円＋所定料金	
	振替サービス（1 件あたり・1 カ月毎）		自店舗	無料	
			僚店舗	1 1 0 円	
	校納金			2 2 0 円	
	登録振込（1 件あたり） ※給与振込を除く	登録時		5 5 円	
			振込時	自店舗	無料
				僚店舗	1 1 0 円
				上記以外	5 5 円＋所定料金
	給与振込		自店舗・僚店舗	無料	
			上記以外	2 2 0 円	
法人ＪＡネットバンク 月額基本手数料	照会／振込サービス ＊1			1, 1 0 0 円	
	データ伝送サービス ＊1（総合振込／給与・賞与）			1, 1 0 0 円	
貸金庫 （年間）	小型			5, 5 0 0 円	
	中型			8, 8 0 0 円	
	大型			1 1, 0 0 0 円	
	全自動	練馬春日町支店 赤塚支店 東大泉支店	中型	2 6, 4 0 0 円	
			大型	3 3, 0 0 0 円	
		石神井支店	中型	3 0, 8 0 0 円	
大型			3 8, 5 0 0 円		
両替	1 枚～1 0 0 枚			無料	
	1 0 1 枚～3 0 0 枚			1 1 0 円	
	3 0 1 枚～5 0 0 枚			2 2 0 円	
	5 0 1 枚以上			3 3 0 円	
その他手数料 （調査費用）	マイクロフィルムからの交付	1 年未満	3 3 0 円		
		1 年以上1 年ごと	3 3 0 円		
	上記以外	1 0 枚まで	3 3 0 円		
		1 0 枚超2 枚ごと	2 2 円		
個人情報開示等手数料	1 件につき			1, 1 0 0 円	
国債窓販売口座 管理手数料	平成1 8 年1 2 月より			無料	

* 1 振込手数料（インターネット扱い）が別途かかります。

貸付関係

項目	内訳	金額
新規実行 (担保調査費用含む)		無料
条件変更	根抵当権極度額の変更	5,500円
繰上償還 (手形貸付および定期担保貸付を除く)	一部繰上※2	2,200円
	全部繰上(実行後3年未満)	3,300円
	〃(3年以上5年未満)	2,200円
	〃(5年以上7年未満)	1,100円
	〃(7年以上)	無料
カードローン開設		無料
ローンカード再発行		1,100円
貸出関係 証明書発行 (1通につき)	残高証明書作成	220円
	支払利息残高証明書	220円
	住宅取得控除証明書	無料
	融資証明書	220円
	農協印鑑証明書発行	無料
	農協資格証明書発行	無料
貸出書類 発行交付	証書貸付用紙交付	無料
	手形貸付用紙交付	無料

※2：JA住宅ローン（保証機関付）及び生活関連ローンのJAネットバンク扱いは無料

振込取引にかかるATM利用手数料

○振込手数料の他に、下記のATM利用手数料がかかります。

提携金融機関等	平日 8:45～18:00	土曜日 9:00～14:00	その他時間帯
JAバンク・ JFマリンバンク	無料	無料	無料
その他金融機関 (MICS提携※)	110円	220円	220円

※信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行、商工中金、ゆうちょ銀行のお客さんは振込取引ができません。

出資金関係

項目	内訳	金額
残高証明書	1通につき	220円

※表示金額には消費税が含まれております。

貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
1. 信用事業資産	523,259,464	524,915,016
(1) 現金	1,301,811	1,296,661
(2) 預金	367,777,340	347,631,924
系統預金	367,777,340	347,631,924
(3) 有価証券	5,438,513	30,571,676
国債	2,144,813	7,091,800
地方債	709,700	6,367,396
政府保証債	513,750	514,250
社債	1,549,250	16,080,680
受益証券	521,000	517,550
(4) 貸出金	149,140,775	145,594,012
(5) その他の信用事業資産	1,071,334	1,030,492
未収収益	281,366	248,058
その他の資産	789,968	782,434
(6) 貸倒引当金	△1,470,312	△1,209,750
2. 共済事業資産	24,151	24,332
(1) 共済貸付金	4,500	-
(2) 共済未収利息	198	-
(3) その他の共済事業資産	19,452	24,332
3. 経済事業資産	68,075	54,166
(1) 経済事業未収金	35,051	24,608
(2) 棚卸資産	24,697	21,079
購買品	18,385	17,431
その他の棚卸資産	6,312	3,648
(3) その他の経済事業資産	8,423	8,479
(4) 貸倒引当金	△97	-
4. 雑資産	2,352,701	2,323,868
5. 固定資産	6,269,537	6,787,834
(1) 有形固定資産	6,244,276	6,757,275
建物	5,210,742	5,279,496
機械装置	19,124	17,560
土地	3,369,044	4,040,689
建設仮勘定	59,310	1,050
その他の有形固定資産	1,155,784	1,186,438
減価償却累計額	△3,569,729	△3,767,960
(2) 無形固定資産	25,261	30,558
6. 外部出資	15,154,540	18,543,690
(1) 外部出資	15,154,540	18,543,690
系統出資	14,693,660	18,082,810
系統外出資	410,880	410,880
子会社等出資	50,000	50,000
7. 繰延税金資産	545,784	653,801
資産の部合計	547,674,253	553,302,710

負債の部

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
1. 信用事業負債	507,283,487	512,584,060
(1) 貯金	507,128,416	512,453,531
(2) その他の信用事業負債	155,070	130,528
未払費用	56,390	38,591
その他の負債	98,680	91,937
2. 共済事業負債	1,113,984	898,908
(1) 共済借入金	1,200	-
(2) 共済資金	711,817	502,533
(3) 共済未払利息	26	-
(4) 未経過共済付加収入	389,999	383,477
(5) その他の共済事業負債	10,940	12,897
3. 経済事業負債	70,178	41,976
(1) 経済事業未払金	67,347	39,192
(2) その他の経済事業負債	2,831	2,784
4. 雑負債	1,219,893	1,270,165
(1) 未払法人税等	114,452	175,338
(2) 資産除去債務	157,207	158,831
(3) その他の負債	948,233	935,995
5. 諸引当金	2,037,616	2,081,406
(1) 賞与引当金	159,551	163,298
(2) 退職給付引当金	1,404,093	1,456,507
(3) 役員退職慰労引当金	55,845	24,145
(4) 特例業務負担金引当金	418,126	437,453
負債の部合計	511,725,161	516,876,517
純資産の部		
1. 組合員資本	35,798,389	36,477,313
(1) 出資金	2,245,362	2,224,816
(2) 資本準備金	6,567	6,567
(3) 利益剰余金	33,574,941	34,279,272
利益準備金	5,354,900	5,354,900
その他利益剰余金	28,220,041	28,924,372
事業基盤強化積立金	4,674,296	5,359,265
都市農業振興積立金	492,311	475,831
教育文化活動積立金	583,391	583,367
税効果会計調整積立金	609,432	609,432
特別積立金	19,760,000	19,860,000
当期末処分剰余金	2,100,608	2,036,474
(うち当期剰余金)	(985,126)	(1,026,003)
(4) 処分未済持分	△28,482	△33,343
2. 評価・換算差額等	150,703	△51,120
(1) その他有価証券評価差額金	150,703	△51,120
純資産の部合計	35,949,092	36,426,193
負債及び純資産の部合計	547,674,253	553,302,710

損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
1. 事業総利益	5,230,901	5,328,149
事業収益	-	6,063,181
事業費用	-	735,032
(1) 信用事業収益	4,513,322	4,310,772
資金運用収益	4,293,508	4,127,068
(うち預金利息)	(1,802,367)	(1,701,085)
(うち有価証券利息)	(32,027)	(91,421)
(うち貸出金利息)	(1,972,747)	(1,847,017)
(うちその他受入利息)	(486,365)	(487,544)
役務取引等収益	78,551	77,722
その他事業直接収益	6	47,583
その他経常収益	141,256	58,397
(2) 信用事業費用	401,152	96,721
資金調達費用	133,801	98,326
(うち貯金利息)	(132,682)	(97,424)
(うち給付補填備金繰入)	(1,114)	(900)
(うちその他支払利息)	(4)	(1)
役務取引等費用	17,086	16,921
その他事業直接費用	32,802	-
その他経常費用	217,461	△18,525
(うち貸倒引当金戻入益)	(△72,589)	(△260,562)
信用事業総利益	4,112,170	4,214,051
(3) 共済事業収益	1,079,441	1,043,332
共済付加収入	994,075	954,358
共済貸付金利息	2,332	-
その他の収益	83,033	88,974
(4) 共済事業費用	41,567	36,520
共済借入金利息	2,332	-
共済推進費	27,224	21,569
共済保全費	1,540	1,447
その他の費用	10,470	13,503
(うち貸倒引当金戻入益)	(△929)	-
共済事業総利益	1,037,874	1,006,812
(5) 購買事業収益	422,483	343,841
購買品供給高	411,187	333,612
購買手数料	7,674	6,721
修理サービス料	-	229
その他の収益	3,621	3,278
(6) 購買事業費用	370,734	298,101
購買品供給原価	358,622	287,066
その他の費用	12,112	11,035
(うち貸倒引当金繰入額)	(48)	-
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△97)
購買事業総利益	51,748	45,740
(7) 販売事業収益	150,656	191,564
販売品販売高	102,646	112,037
販売手数料	39,767	38,884
その他の収益	8,242	40,643
(8) 販売事業費用	92,517	101,317
販売品販売原価	79,161	86,208
その他の費用	13,355	15,109
販売事業総利益	58,139	90,246

科 目	平成30年度	令和元年度
(9) 利用事業収益	147,136	154,001
(10) 利用事業費用	130,852	137,517
利用事業総利益	16,284	16,484
(11) 宅地等供給事業収益	2,555	1,705
宅地等供給事業総利益	2,555	1,705
(12) 旅行事業収益	9,292	7,886
(13) 旅行事業費用	1,295	1,055
旅行事業総利益	7,996	6,831
(14) 福祉事業収益	188	177
(15) 福祉事業費用	435	418
福祉事業総損失	247	240
(16) 指導事業収入	7,300	9,898
(17) 指導事業支出	62,920	63,380
指導事業収支差額	△55,619	△53,482
2. 事業管理費	4,288,313	4,356,375
(1) 人件費	2,965,698	3,044,025
(2) 業務費	549,660	553,006
(3) 諸税負担金	271,124	253,221
(4) 施設費	483,060	490,748
(5) その他事業管理費	18,769	15,373
事業利益	942,587	971,773
3. 事業外収益	267,914	279,373
(1) 受取出資配当金	245,762	247,818
(2) 賃貸料	231	2,160
(3) 雑収入	21,921	29,395
4. 事業外費用	25,637	23,352
(1) 支払雑利息	22,719	23,142
(2) 寄付金	2,349	116
(3) 雑損失	568	94
経常利益	1,184,864	1,227,794
5. 特別利益	69,276	—
(1) 固定資産処分益	69,276	—
6. 特別損失	20,597	106
(1) 固定資産処分損	20,597	106
税引前当期利益	1,233,543	1,227,688
法人税・住民税及び事業税	164,637	231,527
法人税等調整額	83,779	△29,841
法人税等合計	248,417	201,685
当期剰余金	985,126	1,026,003
当期首繰越剰余金	967,393	963,936
事業基盤強化積立金取崩額	19,148	15,030
都市農業振興積立金取崩額	16,480	21,480
教育文化活動積立金取崩額	28,208	10,023
税効果会計調整積立金取崩額	84,251	—
当期末処分剰余金	2,100,608	2,036,474

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II. 表示方法の変更にに関する注記

1. 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業ごとの収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	圧縮記帳
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産	2,047
	(車両・運搬具)	(221)
	(器具備品)	(1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合計		447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

	金額（単位：千円）
取得価格相当額	179,002
減価償却累計額相当額	165,707
期末残高相当額（未経過リース料期末残高相当額）	13,295
（うち1年以内の金額）	(4,090)
当期の支払リース料（減価償却費相当額）	4,122

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっています。なお、上記注記は利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっています。また、未経過リース料残高相当額に消費税等1,329千円は含めていません。

3. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,830,409千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 3,637,294 千円

6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は2,463,020千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,463,020千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	9,126 千円
うち事業取引高	6,126 千円
うち事業取引以外の取引高	3,000 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,207 千円
うち事業取引高	1,207 千円

2. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の追記

当JAは、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が753,991千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	347,631,924	347,651,627	19,703
有価証券			
その他有価証券	30,571,676	30,571,676	-
貸出金	145,594,012		
貸倒引当金(*1)	△1,209,750		
貸倒引当金控除後	144,384,262	147,175,166	2,790,903
資産計	522,587,862	525,398,470	2,810,607
貯金	512,453,531	512,501,799	48,268
負債計	512,453,531	512,501,799	48,268

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	18,543,690

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	347,631,924	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	214,496	214,496	214,496	214,496	1,214,496	28,503,816
貸出金(*1, 2, 3)	10,829,091	9,736,439	11,284,321	8,818,867	8,531,755	94,094,933
合 計	358,675,512	9,950,935	11,498,818	9,033,364	9,746,252	122,598,749

(*1) 貸出金のうち、当座貸越134,993千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(*2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等134,301千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(*3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,164,302千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	495,021,463	11,689,449	3,998,052	936,080	808,485	-
合 計	495,021,463	11,689,449	3,998,052	936,080	808,485	-

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	3,099,400	3,017,297	82,102
	地方債	2,228,010	2,200,000	28,010
	政府保証債	514,250	500,000	14,250
	社債	3,041,200	3,002,972	38,227
	受益証券	517,550	500,000	17,550
	小 計	9,400,410	9,220,270	180,139
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	3,992,400	3,997,981	△5,581
	地方債	4,139,386	4,158,750	△19,363
	政府保証債	-	-	-
	社債	13,039,480	13,265,596	△226,116
	受益証券	-	-	-
	小 計	21,171,266	21,422,327	△251,061
合 計		30,571,676	30,642,597	△70,921

(*)なお、上記の差額に繰延税金資産19,801千円を加えた額△51,120千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,045,180	47,583	-
受益証券	2,010,000	-	-
合 計	3,055,180	47,583	-

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,258,487 千円
勤務費用	188,713 千円
利息費用	- 千円
数理計算上の差異の発生額	73,648 千円
退職給付の支払額	△ 193,746 千円
期末における退職給付債務	3,327,103 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,524,267 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	10,669 千円
数理計算上の差異の発生額	211 千円
特定退職金共済制度への拠出金	96,840 千円
退職給付の支払額	△ 108,417 千円
期末における年金資産	1,523,572 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,327,103 千円
特定退職金共済制度	△ 1,523,572 千円
未積立退職給付債務	1,803,530 千円
未認識数理計算上の差異	△ 347,022 千円
貸借対照表計上額純額	1,456,507 千円
退職給付引当金	1,456,507 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	188,713 千円
利息費用	- 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 10,669 千円
数理計算上の差異の費用処理額	56,539 千円
小計	234,583 千円
子会社出向職員にかかる子会社負担額	△ 12,400 千円
合計	222,183 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	66	%
年金保険投資	25	%
現金及び預金	4	%
その他	5	%
合計	100	%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金32,831千円を拠出しています。

なお、令和2年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、437,453千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
貸倒引当金		207,305
賞与引当金		52,587
退職給付引当金		406,656
役員退職慰労引当金		6,741
資産除去債務		44,345
未払法人事業税及び未払地方法人特別税		14,740
未払法人事業所税		2,273
固定資産減損損失		12,935
業務外固定資産評価損		78,612
特例業務負担金引当金		122,137
その他有価証券評価差額金（評価損）		19,801
その他		20,151
繰延税金資産小計		988,288
評価性引当額		△329,671
繰延税金資産合計（A）		658,616
繰延税金負債		
有形固定資産（資産除去債務）		△4,815
繰延税金負債合計（B）		△4,815
繰延税金資産の純額（A）＋（B）		653,801

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.91 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.24 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.39 %
住民税均等割等	0.33 %
評価性引当額の増減	△5.89 %
事業分量配当金	△5.72 %
その他	△0.05 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.43 %

Ⅸ. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当JAが所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	157,207千円
時の経過による調整額	<u>1,624千円</u>
期末残高	158,831千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当JAは、支店等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における現状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
- (イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- (ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担の将来負担見込額に基づき計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	圧縮記帳
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産	2,047
	(車両・運搬具)	(221)
	(器具備品)	(1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
	合計	447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

	金額（単位：千円）
取得価格相当額	179,002
減価償却累計額相当額	161,294
期末残高相当額（未経過リース料期末残高相当額）	17,708
（うち1年以内の金額）	(4,166)
当期の支払リース料（減価償却費相当額）	4,166

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっています。なお、上記注記は利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっています。また、未経過リース料残高相当額に消費税等1,416千円は含めていません。

3. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、15,004千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として、11,008千円を第2種旅行業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として、定期預金4,000,000千円を差し入れています。

4. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,676,916千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 3,649,892千円

6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は2,551,481千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,551,481千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅲ. 損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	11,799 千円
うち事業取引高	8,799 千円
うち事業取引以外の取引高	3,000 千円
(2) 子会社との取引による費用総額	90 千円
うち事業取引高	90 千円

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当 J A は組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当 J A が保有する金融資産は、主として当 J A 管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当 J A は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当 J A では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した A L M を基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当 J A の保有有価証券ポートフォリオの状況や A L M など考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.06%上昇したものと想定した場合には、経済価値が133,960千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	367,777,340	367,799,090	21,749
有価証券			
その他有価証券	5,438,513	5,438,513	-
貸出金	149,140,775		
貸倒引当金(*1)	△1,470,312		
貸倒引当金控除後	147,670,463	150,988,167	3,317,704
資産計	520,886,317	524,225,771	3,339,454
貯金	507,128,416	507,196,041	67,625
負債計	507,128,416	507,194,041	67,625

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。
また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	15,154,540

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	367,777,340	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	526,000	-	-	1,000,000	-	3,721,000
貸出金(*1, 2, 3)	12,916,473	9,673,619	10,459,532	8,931,333	8,343,964	97,591,527
合 計	381,219,814	9,673,619	10,459,532	9,931,333	8,343,964	101,312,527

(※1) 貸出金のうち、当座貸越142,946千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等152,301千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件1,072,023千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	489,035,518	10,823,290	5,053,796	1,259,436	956,373,846	-
合 計	489,035,518	10,823,290	5,053,796	1,259,436	956,373,846	-

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

V. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国債	2,144,813	2,026,313	118,499
	地方債	709,700	699,991	9,708
	政府保証債	513,750	500,000	13,750
	社債	1,549,250	1,503,130	46,119
	受益証券	521,000	500,000	21,000
	小 計	5,438,513	5,229,435	209,078
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	社債	-	-	-
	受益証券	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		5,438,513	5,229,435	209,078

(※) なお、上記の差額に繰延税金負債58,374千円を差し引いた額150,703千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,135	6	-
受益証券	4,787,000	-	32,802
合 計	4,789,135	6	32,802

VI. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,265,401 千円
勤務費用	187,738 千円
利息費用	- 千円
数理計算上の差異の発生額	7,137 千円
退職給付の支払額	△ 201,790 千円
期末における退職給付債務	3,258,487 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,522,820 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	11,421 千円
数理計算上の差異の発生額	257 千円
特定退職金共済制度への拠出金	97,773 千円
退職給付の支払額	△ 108,004 千円
期末における年金資産	1,524,267 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,258,487 千円
特定退職金共済制度	△ 1,524,267 千円
未積立退職給付債務	1,734,220 千円
未認識数理計算上の差異	△ 330,126 千円
貸借対照表計上額純額	1,404,093 千円
退職給付引当金	1,404,093 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	187,738 千円
利息費用	- 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 11,421 千円
数理計算上の差異の費用処理額	52,919 千円
過去勤務費用の費用処理額	△ 17,035 千円
小計（子会社の退職給付費用11,191千円を含む）	212,201 千円
合計	212,201 千円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	69 %
年金保険投資	23 %
現金及び預金	4 %
その他	4 %
合計	100 %

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.75 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、特例業務負担金32,414千円を特例業務負担金引当金の取崩しにより拠出しています。

なお、同組合より示された平成31年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、418,126千円となっています。

VII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
	貸倒引当金	274,375
	賞与引当金	51,328
	退職給付引当金	392,015
	役員退職慰労引当金	15,587
	資産除去債務	43,892
	未払法人事業税及び未払地方法人特別税	10,482
	未払法人事業所税	2,342
	固定資産減損損失	12,935
	業務外固定資産評価損	78,612
	特例業務負担金引当金	116,740
	その他	13,087
	繰延税金資産小計	1,011,400
	評価性引当額	△401,967
	繰延税金資産合計（A）	609,432
繰延税金負債		
	その他有価証券評価差額金	△58,374
	有形固定資産（資産除去債務）	△5,273
	繰延税金負債合計（B）	△63,648
	繰延税金資産の純額（A）＋（B）	545,784

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.91 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.59 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.35 %
住民税均等割等	0.22 %
評価性引当額の増減	△2.08 %
事業分量配当金	△5.78 %
その他	△0.37 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.14 %

（追加情報）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号平成30年2月16日）等を当事業年度から適用しています。

VIII. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合が所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	155,614千円
時の経過による調整額	<u>1,592千円</u>
期末残高	157,207千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、支店等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
	令和元年6月27日総代会承認	令和2年6月29日総代会承認
当期末処分剰余金 (A)	2, 100, 608	2, 036, 474
任意積立金取崩額	148, 088	46, 535
剰余金処分数額 (B)	1, 136, 671	1, 076, 341
資本準備金	6, 567	6, 567
利益準備金	5, 354, 900	5, 354, 900
任意積立金	815, 000	759, 183
(事業基盤強化積立金)	(700, 000)	(150, 000)
(都市農業振興積立金)	(5, 000)	(30, 000)
(税効果積立調整積立金)	(-)	(49, 183)
(教育文化活動積立金)	(10, 000)	(-)
(特別積立金)	(100, 000)	(530, 000)
出資配当金	66, 130	65, 503
(出資配当率)	(3. 00%)	(3. 00%)
事業分量配当金	255, 540	251, 653
次期繰越剰余金 (A - B)	963, 936	960, 133

注1 事業分量配当金の基準は以下のとおりです。

(単位：千円)

事業区分		平成30年度		令和元年度	
		配当基準	配当金額	配当基準	配当金額
信用	貯 金	当座性貯金の平均残高に対し、年0.05%の割合です。ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.07%の割合です。ただし、特別金利適用分は除きます。	207, 231	当座性貯金の平均残高に対し、年0.05%の割合です。ただし、決済用貯金は除きます。 定期性貯金の平均残高に対し、年0.07%の割合です。ただし、特別金利適用分は除きます。	209, 170
	貸 出	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。ただし、貸出金利年1.30%未満は除きます。	48, 309	貸出金の受取利息に対し、年5.0%の割合です。ただし、貸出金利年1.25%未満は除きます。	42, 483
事業分量配当金合計			255, 540		251, 653

注2 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
繰越額	50, 000	52, 000

部門別損益計算書

◇ 令和元年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	6,063,181	4,310,772	1,043,332	419,181	279,996	9,898	
事業費用 ②	735,032	96,721	36,520	290,222	248,188	63,380	
事業総利益 (①－②) ③	5,328,149	4,214,051	1,006,812	128,959	31,808	△53,482	
事業管理費 ④	4,356,375	2,837,565	684,304	373,933	168,927	291,643	
(うち減価償却費 ⑤)	244,540	197,326	19,175	19,553	6,226	2,258	
(うち人件費 ⑤')	(3,044,025)	(1,929,880)	(572,346)	(202,878)	(121,121)	(217,798)	
※うち共通管理費 ⑥		679,680	133,439	68,167	30,564	33,856	△945,708
(うち減価償却費 ⑦)		(12,398)	(2,434)	(1,243)	(557)	(617)	(△17,251)
(うち人件費 ⑦')		(503,643)	(98,878)	(50,512)	(22,648)	(25,087)	(△700,769)
事業利益 (③－④) ⑧	971,773	1,376,485	322,508	△244,973	△137,119	△345,126	
事業外収益 ⑨	279,373	216,004	49,879	7,241	3,351	2,896	
※うち共通分⑩		58,138	11,414	5,830	2,614	2,896	△80,893
事業外費用 ⑪	23,352	16,787	3,292	1,682	754	835	
※うち共通分⑫		16,771	3,292	1,682	754	835	△23,336
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	1,227,794	1,575,702	369,094	△239,414	△134,521	△343,065	
特別利益 ⑭	-	-	-	-	-	-	
※うち共通分⑮		-	-	-	-	-	-
特別損失 ⑯	106	106	-	-	-	-	
※うち共通分⑰		-	-	-	-	-	-
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	1,227,688	1,575,596	369,094	△239,414	△134,521	△343,065	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		259,837	51,459	25,901	5,866	△343,065	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	1,227,688	1,315,758	317,634	△265,316	△140,388		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

同上(営農指導部門を除く)

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	71.88%	14.11%	7.20%	3.23%	3.58%	100.00%
営農指導事業	75.74%	15.00%	7.51%	1.75%		100.00%

◇ 平成30年度

(単位：千円)

区 分	合計	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	共通管 理費等
事業収益 ①	6,332,377	4,513,322	1,079,441	454,016	278,295	7,300	
事業費用 ②	1,101,475	401,152	41,567	357,195	238,640	62,920	
事業総利益 (①－②) ③	5,230,901	4,112,170	1,037,874	96,821	39,655	△55,619	
事業管理費 ④	4,288,313	2,799,031	669,284	381,536	153,054	285,407	
(うち減価償却費 ⑤)	241,039	194,741	18,714	20,188	5,274	2,120	
(うち人件費 ⑤')	(2,965,698)	(1,870,474)	(562,788)	(206,421)	(111,579)	(214,433)	
※うち共通管理費 ⑥		641,183	128,919	67,876	29,060	31,353	△898,392
(うち減価償却費 ⑦)		(9,813)	(1,973)	(1,038)	(444)	(479)	(△13,750)
(うち人件費 ⑦')		(444,237)	(89,320)	(47,027)	(20,134)	(21,723)	(△622,442)
事業利益 (③－④) ⑧	942,587	1,313,138	368,589	△284,714	△113,399	△341,026	
事業外収益 ⑨	267,914	206,805	48,739	6,938	2,932	2,498	
※うち共通分⑩		51,098	10,274	5,409	2,315	2,498	△71,596
事業外費用 ⑪	25,637	18,655	3,499	1,842	788	851	
※うち共通分⑫		17,406	3,499	1,842	788	851	△24,388
経常利益 (⑧＋⑨－⑪) ⑬	1,184,864	1,501,289	413,829	△279,619	△111,255	△339,379	
特別利益 ⑭	69,276	49,442	9,941	5,234	2,240	2,417	
※うち共通分⑮		49,442	9,941	5,234	2,240	2,417	△69,276
特別損失 ⑯	20,597	20,012	293	154	66	71	
※うち共通分⑰		1,459	293	154	66	71	△2,045
税引前当期利益 (⑬＋⑭－⑯) ⑱	1,233,543	1,530,719	423,476	△274,539	△109,080	△337,032	
営農指導事業分 配賦額 ⑲		253,617	51,363	26,625	5,426	△337,032	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益 (⑱－⑲) ⑳	1,233,543	1,277,102	372,113	△301,165	△114,506		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 「農業関連事業」とは生産資材購買・販売・倉庫・加工・利用等の事業を指す。

「生活その他事業」とは生活物資購買・宅地等供給等の事業を指す。

2. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割＋人件費を除いた事業管理費割＋事業利益割)の平均値

(2) 営農指導事業

同上(営農指導部門を除く)

3. 配賦割合(2の配賦基準で算出した配賦の割合)

区 分	信 用 業	共 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営農指導 事 業	計
共通管理費等	71.38%	14.35%	7.55%	3.23%	3.49%	100.00%
営農指導事業	75.25%	15.24%	7.90%	1.61%		100.00%

会計監査人の監査

令和元年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組
合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

損益の状況

最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
経常収益(事業収益)	7,049	6,792	6,297	6,330	6,063
信用事業収益	5,095	4,957	4,510	4,513	4,310
共済事業収益	1,133	1,110	1,064	1,079	1,043
購買事業収益	422	388	408	422	343
販売事業収益	165	159	159	150	191
その他事業収益	234	178	155	166	173
経常利益	2,136	1,862	1,096	1,184	1,227
当期剰余金	1,579	1,509	955	985	1,026
出資金	2,296	2,273	2,264	2,245	2,224
(出資口数)	(2,296,630)	(2,273,353)	(2,264,682)	(2,245,362)	(2,224,816)
純資産額	34,149	34,894	35,257	35,949	36,426
総資産額	518,447	534,403	549,439	547,674	553,302
貯金等残高	479,333	494,409	508,792	507,128	512,453
貸出金残高	156,112	151,008	149,649	149,140	145,594
有価証券残高	8,862	8,634	7,973	5,438	30,571
剰余金配当金額	613	556	388	321	317
出資配当額	67	89	66	66	65
事業利用分量配当額	546	467	322	255	251
職員数	357	352	362	368	375
単体自己資本比率	17.39%	17.14%	17.97%	17.24%	16.86%

- 注 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取扱は行っておりません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

直近の2事業年度における事業の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度	増 減
資金運用収益	4,293,508	4,127,068	△166,440
役務取引等収益	78,551	77,722	△829
その他事業直接収益	6	47,583	47,577
その他経常収益	141,256	58,397	△82,859
計	4,513,322	4,310,772	△202,550
資金調達費用	133,801	98,326	△35,475
役務取引等費用	17,086	16,921	△165
その他事業直接費用	32,802	-	△32,802
その他経常費用	217,461	△18,525	△235,986
計	401,152	96,721	△304,431
資金運用収支	4,159,707	4,028,742	△130,965
役務取引等収支	61,465	60,801	△664
その他信用事業収支	△109,001	124,505	233,506
信用事業粗利益	4,112,171	4,214,051	101,880
(信用事業粗利益率)	0.78%	0.81%	0.03%
事業粗利益	5,230,901	5,328,149	97,248
(事業粗利益率)	0.95%	0.97%	0.02%

注：信用事業粗利益率＝信用事業総利益÷信用事業資産平均残高×100

事業粗利益率＝事業総利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

項 目	平成30年度			令和元年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	527,404	4,293	0.81%	522,515	4,127	0.78%
うち預金	371,216	2,288	0.62%	355,633	2,188	0.62%
うち有価証券	6,544	32	0.48%	17,659	91	0.51%
うち貸出金	149,644	1,972	1.32%	149,223	1,847	1.24%
資金調達勘定	510,580	133	0.02%	508,230	98	0.01%
うち貯金・定積	510,580	133	0.02%	508,230	98	0.01%
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	-	-	-	-	-	-
総資金利ざや			0.24%			0.21%

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連（又は中金）からの事業利用分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策奨励金等奨励金が含まれています。

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	平成30年度増減額	令和元年度増減額
受取利息	△89	△166
うち貸出金	△127	△125
うち商品有価証券	-	-
うち有価証券	△19	59
うちコールローン	-	-
うち買入手形	-	-
うち預金	57	△100
支払利息	△9	△35
うち貯金・定期積金	△9	△35
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	-	-
差し引き	△82	△132

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連（又は中金）からの事業分量配当金、貯蓄増強奨励金、特別対策 奨励金等奨励金が含まれています。

信用事業

貯金

1 科目別・貯金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
流動性貯金	190,653 (37.3%)	197,985 (38.9%)	7,332
定期性貯金	319,053 (62.4%)	309,465 (60.8%)	△9,587
その他の貯金	867 (0.1%)	781 (0.1%)	△86
計	510,574 (100.0%)	508,232 (100.0%)	△2,341
譲渡性貯金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	510,574 (100.0%)	508,232 (100.0%)	△2,341

注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比

2 定期貯金残高

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
定期貯金	308,411 (98.6%)	304,466 (98.6%)	△3,944
うち固定金利定期	308,409 (99.9%)	304,465 (99.9%)	△3,944
うち変動金利定期	1 (0.0%)	1 (0.0%)	-

注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比

3 財形貯蓄残高

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
財形貯蓄残高	17	17	-

貸出金

1 科目別・貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
手形貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
証書貸付金	143,083 (95.5%)	145,944 (97.7%)	2,861
当座貸越	158 (0.1%)	136 (0.0%)	△22
制度資金貸付金	- (0.0%)	- (0.0%)	-
金融機関貸付金	6,438 (4.3%)	3,174 (2.1%)	△3,263
割引手形	- (0.0%)	- (0.0%)	-
合 計	149,679 (100.0%)	149,255 (100.0%)	△424

() 内は構成比

2 業種別の貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
農業	1,795 (1.2%)	1,593 (1.0%)	△202
林業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
水産業	- (0.0%)	- (0.0%)	-
製造業	455 (0.3%)	497 (0.3%)	42
鉱業	28 (0.0%)	24 (0.0%)	△3
建設・不動産業	98,354 (65.8%)	93,942 (64.4%)	△4,412
電気・ガス・熱供給水道業	30 (0.0%)	75 (0.0%)	45
運輸・通信業	778 (0.5%)	740 (0.5%)	△38
金融・保険業	3,802 (2.5%)	485 (0.3%)	△3,317
卸売・小売業・サービス業・飲食業	6,454 (4.3%)	6,500 (4.4%)	47
地方公共団体	- (0.0%)	- (0.0%)	-
非営利法人	- (0.0%)	- (0.0%)	-
その他	37,438 (25.1%)	41,731 (28.6%)	4,293
合 計	149,140 (100.0%)	145,594 (100.0%)	△3,546

() 内は構成比

3 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	3,395	3,290	△105
有価証券	-	-	-
動 産	-	-	-
不動産	135,546	136,129	583
その他担保物	-	-	-
小 計	138,942	139,419	477
農業信用基金協会保証	424	446	22
その他保証	1,385	574	△811
小 計	1,809	1,021	△788
信 用	8,388	5,153	△3,235
合 計	149,140	145,594	△3,546

4 貸出金の金利条件別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
固定金利貸出	85,482 (57.3%)	80,961 (55.6%)	△4,521
変動金利貸出	63,658 (42.6%)	64,632 (44.3%)	974
合 計	149,140 (100.0%)	145,594 (100.0%)	△3,546

() 内は構成比

5 貸出金の使途別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
運転資金	16,319 (10.9%)	13,058 (8.9%)	△3,261
設備資金	108,852 (72.9%)	108,811 (74.7%)	△41
生活資金	23,825 (15.9%)	23,589 (16.2%)	△236
その他	140 (0.0%)	132 (0.0%)	△8
合 計	149,140 (100.0%)	145,594 (100.0%)	△3,546

() 内は構成比

6 債務保証見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
貯金等	－	－	－
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	－	－	－
その他担保物	－	－	－
計	－	－	－
信用	－	－	－
合 計	－	－	－

7 主要な農業関係の貸出金残高

① 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
農業	－	－	－
穀作	－	－	－
野菜・園芸	7	7	－
果樹・樹園農業	1	0	△1
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	－	－	－
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	235	245	10
農業関連団体等	－	－	－
合 計	244	253	9

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

② 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
プロパー資金	238	248	10
農業制度資金	6	4	△2
農業近代化資金	6	4	△2
その他制度資金	－	－	－
合 計	244	253	9

- (注) 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
日本政策金融公庫資金	－	－	－
その他	－	－	－
合 計	－	－	－

(注) 日本政策金融公庫資金は、農業(旧農林漁業金融公庫)にかかる資金をいいます。

8 リスク管理債権残高

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	2,551	2,463	△88
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	2,551	2,463	△88

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

9 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

（単位：百万円）

区 分	分	債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和元年度	1,502	759	－	742	－
	平成30年度	1,542	565	－	977	－
危険債権	令和元年度	960	956	－	3	－
	平成30年度	1,008	1,003	－	5	－
要管理債権	令和元年度	－	－	－	－	－
	平成30年度	－	－	－	－	－
小 計	令和元年度	2,463	1,716	－	745	－
	平成30年度	2,550	1,568	－	982	－
正常債権	令和元年度	143,190				
	平成30年度	144,342				
合 計	令和元年度	145,653				
	平成30年度	149,233				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

法的破綻等による経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

② 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化等により元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

③ 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

④ 正常債権

上記以外に区分される債権

10 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度					令和元年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	489	487	-	489	487	487	463	-	487	463
個別貸倒引当金	1,054	982	-	1,054	982	982	745	-	982	745
合 計	1,543	1,469	-	1,543	1,469	1,469	1,209	-	1,469	1,209

11 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
貸出金償却額	-	-

12 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

為替

1 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		平成30年度		令和元年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込為替	件数	51	197	52	201
	金額	50,732	90,138	49,121	95,711
代金取立為替	件数	0	0	0	0
	金額	5	0	10	0
雑為替	件数	5	5	5	4
	金額	28,089	27,962	24,023	23,859
合 計	件数	57	202	57	205
	金額	78,827	118,101	73,155	119,570

2 外国為替取扱実績

該当する取引はありません。

3 外貨建資産残高

該当する取引はありません。

証券・窓販

1 公共債引受・窓販実績

該当する取引はありません。

2 公共債ディーリング実績

該当する取引はありません。

有価証券等

1 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
国債	1,465	3,630	2,165
地方債	892	3,301	2,409
政府保証債	153	500	347
社債	446	8,285	7,839
受益証券	3,587	1,942	△ 1,645
合 計	6,544	17,659	11,115

2 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

3 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定 めのない もの	合計
平成30年度								
国債	26	－	1,000	－	－	1,000	－	2,026
地方債	500	－	－	－	－	200	－	700
政府保証債	－	－	－	－	－	500	－	500
社債	－	－	－	－	－	1,500	－	1,500
受益証券	－	－	－	－	－	－	521	521
令和元年度								
国債	－	－	－	－	－	7,000	－	7,000
地方債	173	428	428	428	643	4,255	－	6,358
政府保証債	－	－	－	－	－	500	－	500
社債	－	－	1,000	4,500	2,100	8,600	－	16,200
受益証券	－	－	－	－	－	－	500	500

4 有価証券の時価情報等

その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成30年度			令和元年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額（＊1）	貸借対照表 計上額	取得原価 又は償却原価	差額（＊2）
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 越えるも の	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	4,917	4,729	188	-	-	-
	国債	2,144	2,026	118	3,099	3,017	82
	地方債	709	699	9	2,228	2,200	28
	政府保証債	513	500	13	514	500	14
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,549	1,503	46	3,041	3,002	38
	その他の証券	521	500	21	517	500	17
	小計	5,438	5,229	209	9,400	9,220	180
貸借対照 表計上額 が取得原 価又は償 却原価を 越えない もの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	-	-	-	-	-	-
	国債	-	-	-	3,992	3,997	△ 5
	地方債	-	-	-	4,139	4,158	△ 19
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	-	-	-	13,039	13,265	△ 226
	その他の証券	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	21,171	21,422	△ 251
合 計		5,438	5,229	209	30,571	30,642	△ 70

（＊１）なお、上記差額から繰延税金負債58,374千円を差し引いた額150,703千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

（＊２）なお、上記の差額に繰延税金資産19,801千円を加えた額△51,120千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

5 金銭の信託の時価情報

①運用目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

②満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

③その他の金銭の信託

該当する取引はありません。

6 デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

共済事業

1 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		平成30年度		令和元年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	3,296	86,312	2,684	85,636
	定期生命共済	93	879	176	1,018
	養老生命共済	2,092	40,906	993	36,849
	(うちこども共済)	1,036	15,776	522	15,196
	医療共済	310	7,574	237	7,191
	がん共済	－	311	－	302
	定期医療共済	－	866	－	772
	介護共済	319	1,053	130	1,133
	年金共済	－	1,222	－	1,154
建物更生共済		66,959	616,040	63,532	621,233
合 計		73,071	755,166	67,754	755,290

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、介護共済は一時払い契約の、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

2 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		平成30年度		令和元年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		4	35	2	36
がん共済		0	5	1	6
定期医療共済		－	1	－	1
合 計		4	42	3	44

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

3 介護共済・生活障害共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類		平成30年度		令和元年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済		512	2,125	276	2,275
生活障害共済（一時金型）		44	44	10	54
生活障害共済（定期年金型）		37	37	4	42

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額を表示しています。

4 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	平成30年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	487	4,987	633	5,406
年金開始後	－	1,526	－	1,507
合 計	487	6,514	633	6,914

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

5 短期共済新契約高

(単位：件、百万円)

種 類	平成30年度			令和元年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	3,677	71,406	53	3,638	72,141	54
自動車共済	5,738	－	319	5,664	－	314
傷害共済	7,197	35,638	1	5,817	25,021	1
定額定期生命共済	3	10	0	4	14	0
賠償責任共済	983	－	2	937	－	2
自賠責共済	754	－	16	742	－	16
その他	－	－	－	－	－	－
合 計	18,352	107,054	393	16,802	97,177	389

(注) 金額は、保障金額を表示しています。

経済事業

1 購買事業

(単位：千円)

種 類	平成30年度	令和元年度
	供給高	供給高
生産資材		
肥料	49,139	46,928
農薬	29,026	30,068
飼料	362	216
農業機械	31,278	30,390
自動車□除く二輪)	－	－
燃料	－	261
包装資材	5,406	11,024
保温資材	34,222	26,435
その他生産資材	143,419	65,397
その他	119	－
小 計	292,974	210,723
生活物資		
食品	109,434	111,190
米	－	－
生鮮食品	34,564	32,396
一般食品	74,870	78,794
衣料品	921	2,040
耐久消費財	380	942
日用保健雑貨	7,475	8,714
家庭燃料	－	－
その他	－	－
小 計	118,212	122,888
合 計	411,187	333,612

2 販売事業

①受託販売

(単位：千円)

種 類	平成30年度	令和元年度
	取扱高	取扱高
米	-	-
麦	-	-
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	(50, 329)	(48, 378)
果実	-	-
花き・花木	(2, 829)	(2, 861)
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	(368, 367)	(352, 143)
合 計	(421, 526)	(403, 384)

②買取販売

(単位：千円)

種 類	平成30年度	令和元年度
	販売高	販売高
米	67, 139	72, 209
麦	810	440
豆類・雑穀	-	-
いも類	-	-
野菜	16, 351	18, 044
果実	2, 190	2, 283
花き・花木	-	-
工芸 作物	-	-
生乳	-	-
けい卵	-	-
肉畜	-	-
その他畜産物	-	-
まゆ	-	-
わら 工芸	-	-
その他農林水産物	16, 154	19, 058
合 計	102, 646	112, 037

その他の事業

1 加工事業

該当する事業はありません。

2 高齢者福祉事業

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
収益		
福祉収益	188	177
介護保険事業収益	-	-
合 計	188	177
費用		
福祉費用	435	418
介護保険事業費用	-	-
合 計	435	418
差 引 利 益	△247	△240

3 宅地等供給事業

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
収益		
受託宅地等供給収益	2,555	1,705
買取宅地等供給収益	-	-
合 計	2,555	1,705
費用		
受託宅地等供給費用	-	-
買取宅地等供給費用	-	-
合 計	-	-
差 引 利 益	2,555	1,705

4 指導事業

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
収入		
賦課金	-	-
指導補助金	956	840
実費収入	3,500	4,014
健康管理収入	-	-
指導雑収入	2,843	5,043
合 計	7,300	9,898
支出		
営農改善費	24,228	27,493
生活文化事業費	17,830	16,995
教育情報費	13,114	9,472
健康管理費	3,473	3,539
指導雑費	4,272	5,878
合 計	62,920	63,380
収 支 差 額	△55,620	△53,482

5 利用事業

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
収益		
利用収益	147,136	154,001
合 計	147,136	154,001
費用		
利用費用	130,852	137,517
合 計	130,852	137,517
差 引 利 益	16,284	16,484

6 旅行事業

(単位：千円)

項 目	平成30年度	令和元年度
収益		
受入事務手数料	9,292	7,886
旅行雑収入	-	-
合 計	9,292	7,886
費用		
旅行推進費	404	457
旅行雑費	891	598
合 計	1,295	1,055
差 引 利 益	7,996	6,831

経営諸指標

1 その他の諸指標

(単位：百万円)

項 目	平成30年度	令和元年度
◆信用事業関係		
一職員当り貯金残高	3,742	3,773
一店舗当り貯金残高	33,808	34,163
一職員当り貸出金残高	3,728	3,385
一店舗当り貸出金残高	9,942	9,706
◆共済事業関係		
一職員当り長期共済保有高	11,187	10,914
一店舗当り長期共済保有高	50,344	50,352
◆経済事業関係		
一職員当り購買品供給高	25	20
一職員当り販売品販売高	63	59
一店舗当り購買品供給高	102	83

注：一職員当り・一店舗当りの計数については、当該事業に従事している職員数・当該事業を行っている店舗数をもとに算定しています。職員には、嘱託・パートタイマーを含んでいません。

2 利益率

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
総資産経常利益率	0.20%	0.22%	0.02%
資本経常利益率	3.30%	3.42%	0.12%
総資産当期純利益率	0.20%	0.18%	△0.02%
資本当期純利益率	2.76%	2.83%	0.07%

- 注 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
2. 資本経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）÷純資産勘定平均残高×100

3 貯貸率・貯証率

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
貯貸率	期末	29.4%	28.4%
	期中平均	29.3%	29.3%
貯証率	期末	1.0%	5.9%
	期中平均	1.2%	3.4%

自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度
＜コア資本に係る基礎項目＞		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	35,476	36,160
うち、出資金及び資本準備金の額	2,251	2,231
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	33,574	34,279
うち、外部流出予定額（△）	321	317
うち、上記以外に該当するものの額	△28	△33
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	487	463
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	487	463
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
うち、回転出資金の額	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の4.5パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	35,964	36,624
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	18	22
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	18	22
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	18	22
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	35,946	36,602

(単位：百万円、%)

項 目	平成30年度	令和元年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	198,126	207,076
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△4,869	－
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	4,869	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	10,327	9,959
信用リスク・アセット調整額	－	－
オペレーショナル・リスク相当額調整額	－	－
リスク・アセットの額の合計額 (二)	208,454	217,035
<自己資本比率>		
自己資本比率 (ハ) / (二)	17.24%	16.86%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		平成30年度			令和元年度		
		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	現金	1,301	—	—	1,296	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,026	—	—	7,017	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	701	—	—	6,363	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	2,004	150	6	5,573	507	20
	地方三公社向け	2,348	469	18	3,920	784	31
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	367,798	73,559	2,942	347,646	69,529	2,781
	法人等向け	1,085	878	35	11,088	7,104	284
	中小企業等向け及び個人向け	1,507	337	13	1,431	347	13
	抵当権付住宅ローン	83,277	28,773	1,150	81,089	27,960	1,118
	不動産取得等事業向け	30,652	29,741	1,189	30,989	30,168	1,206
	三月以上延滞等	152	25	1	134	26	1
	取立未済手形	34	6	0	29	5	0
	信用保証協会等保証付	13,355	1,330	53	14,185	1,412	56
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	共済約款貸付	4	—	—	—	—	—
	出資等	460	460	18	460	460	18
	（うち出資等のエクスポージャー）	460	460	18	460	460	18
	（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	上記以外	41,263	67,259	2,690	42,831	68,767	2,750
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー）	17,939	44,849	1,793	18,082	45,207	1,808
	（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	611	1,528	61	662	1,655	66
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
	（うち上記以外のエクスポージャー）	24,548	20,888	835	24,086	21,904	876

証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	500	1	0	500	1	0
（うちルックスルー方式）	500	1	0	500	1	0
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	△4,869	△194	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	-	-	-	-	-	-
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	548,975	198,126	7,925	554,561	207,076	8,283
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計（信用リスク・アセットの額）	548,975	198,126	7,925	554,561	207,076	8,283
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	
	10,327		413		9,959	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a		所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット(分母)合計 a	
	208,454		8,338		217,035	
					8,681	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 1.5\% \text{の直近3年間の合計}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

3 信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び

三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		平成30年度				令和元年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国 内		548,475	149,233	4,732	152	554,061	145,653	30,165	134
国 外		-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		548,475	149,233	4,732	152	554,061	145,653	30,165	134
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	12	12	-	-	1	1	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	7,026	6,026	1,000	-	8,579	5,977	2,601	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	3,313	-	3,313	-
	運輸・通信業	503	2	500	-	8,179	16	8,162	-
	金融・保険業	371,085	3,252	-	-	349,101	123	1,300	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,939	3,939	-	-	4,768	3,866	901	-
	日本国政府・地方公共団体	5,076	2,348	2,727	-	16,100	2,719	13,381	-
	上記以外	1,132	578	504	-	985	431	503	-
	個 人	133,009	133,004	-	152	132,455	132,455	-	134
	そ の 他	26,687	66	-	-	30,576	60	-	-
業種別残高計		548,475	149,233	4,732	152	554,061	145,653	30,165	134
1年以下		370,018	2,893	526		348,696	1,049	-	
1年超3年以下		3,246	3,246	-		3,943	3,943	-	
3年超5年以下		6,394	5,396	997		5,833	4,832	1,001	
5年超7年以下		7,330	7,330	-		12,405	7,903	4,501	
7年超10年以下		11,878	11,878	-		14,434	12,331	2,102	
10年超		121,336	118,128	3,208		137,563	115,003	22,559	
期限の定めのないもの		28,271	360	-		31,184	589	-	
残存期間別残高計		548,475	149,233	4,732		554,061	145,653	30,165	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（単位：百万円）

区 分	平成30年度					令和元年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度						令和元年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		平成30年度			令和元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	9,258	9,258	-	19,928	19,928
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	14,805	14,805	-	19,198	19,198
	リスク・ウェイト20%	-	370,204	370,204	1,401	351,641	353,043
	リスク・ウェイト35%	-	82,210	82,210	-	79,887	79,887
	リスク・ウェイト50%	-	166	166	5,293	143	5,437
	リスク・ウェイト75%	-	443	443	-	449	449
	リスク・ウェイト100%	-	56,082	56,082	3,313	54,058	57,371
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト200%	-	-	-			
	リスク・ウェイト250%	-	15,304	15,304	-	18,745	18,745
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	548,475	548,475	10,008	544,052	554,061

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポートの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手の為に第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関又は第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-又はA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポートについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	500	-	500
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融商品 取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	0	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	3	36	6	53
抵当権付住宅ローン	5	-	3	-
不動産取得等事業向け	0	-	2	-
三月以上延滞等	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	1	-	20	-
合 計	10	537	33	554

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したいもの（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

1 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

2 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	平成30年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	15,154	-	18,543	-
合計	15,154	-	18,543	-

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

3 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

平成30年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

4 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

5 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

(単位：百万円)

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	平成30年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	500	500
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・ リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・ リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当ＪＡは、リスク管理室が自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・ 金利リスク計測の頻度
四半期毎にIRRBBを計測しています。
- ・ ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当ＪＡは、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（ $\angle$ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・ 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.5年です。
- ・ 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・ 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・ 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・ 複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・ スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・ 内部モデルの使用等、 $\angle$ EVEおよび $\angle$ N I Iに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・ 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\angle$ EVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の取得等によるものです。

- ・ 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・ 金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・ 金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,269	5,609		581
2	下方パラレルシフト	-	-		10
3	スティープ化	1,690	4,578		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	501	606		
6	短期金利低下	24	5		
7	最大値	2,269	5,609		581
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	35,964		36,602	

- ・ 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

- (注)
1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

役員等の報酬体系

1 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、理事及び監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法について

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和元年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総代会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：千円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	127,708	906

（注1） 対象役員は、理事28名、監事6名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2） 退職慰労金については、本年度に実際に支給した額ではなく、当期の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当期の負担に属する金額）によっています。

なお、報酬等支払額のうち、職員兼務理事（理事部長）の職員分給与は含まれません。

(3) 対象役員の報酬等の決定等について

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、理事及び監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総代会において決定し、その範囲内において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額にて算定し、総代会で理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退任慰労金規程に基づき、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

2 職員等

(1) 対象職員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当JAの職員及び当JAの主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けるもののうち、当JAの業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

（注1） 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

（注2） 「主要な連結子法人等」とは、当JAの連結子法人等のうち、当JAの連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

（注3） 「同等額」は、令和元年度に当JAの常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注4） 令和元年度において当JAの常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりませんでした。

3 その他

当JAの対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

当組合の組織

1 組合員数

(単位：人)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
正組合員数	2,686	2,650	△36
個人	2,686	2,649	△37
法人	－	1	1
准組合員数	27,651	27,093	△558
個人	27,650	27,092	△558
法人	1	1	－
合 計	30,337	29,743	△594

2 組合員組織の状況

(令和2年4月1日 現在)

組 織 名	構成員数
J A東京あおば青壮年組織協議会	265 人
J A東京あおば板橋地区青壮年部	58 人
J A東京あおば練馬地区青壮年部	89 人
J A東京あおば石神井地区青壮年部	34 人
J A東京あおば大泉地区青壮年部	84 人
J A東京あおば女性組織協議会	355 人
J A東京あおば板橋地区女性部	128 人
J A東京あおば練馬地区女性部	102 人
J A東京あおば石神井地区女性部	55 人
J A東京あおば大泉地区女性部	70 人
J A東京あおば野菜組織協議会	249 人
J A東京あおば板橋地区野菜部会	26 人
J A東京あおば練馬地区野菜生産出荷組合	45 人
J A東京あおば石神井地区蔬菜部会	37 人
J A東京あおば石神井地区うど出荷部会	13 人
J A東京あおば石神井直売部会	52 人
J A東京あおば大泉新鮮直売組合	76 人
J A東京あおば野菜流通協議会	49 人
J A東京あおば果樹組織協議会	126 人
J A東京あおば板橋地区果樹部会	15 人
J A東京あおば練馬地区果樹園芸部会	21 人
J A東京あおば大泉地区果樹部会	31 人
J A東京あおば城北ぶどう研究会	24 人
J A東京あおばブルーベリー研究会	35 人
J A東京あおば園芸組織協議会	68 人
J A東京あおば板橋地区園芸部会	29 人
J A東京あおば練馬地区花卉園芸部会	9 人
J A東京あおば練馬地区さつき部会	9 人
J A東京あおば石神井地区花卉部会	9 人
J A東京あおば大泉地区花卉園芸部会	12 人
J A東京あおば農業振興研究会	
J A東京あおば練馬地区農地を守る会	50 人
J A東京あおばふれあいの里部会	102 人
都市農政推進協議会	
板橋区都市農政推進協議会	－
練馬区都市農政推進協議会	－
J A東京あおば資産管理部会	895 人
J A東京あおば板橋地区資産管理部会	138 人
J A東京あおば練馬地区資産管理部会	338 人
J A東京あおば石神井地区資産管理部会	215 人
J A東京あおば大泉地区資産管理部会	204 人
J A東京あおば年金友の会	
J A東京あおば板橋地区年金友の会	680 人
J A東京あおば練馬地区年金友の会	698 人
J A東京あおば石神井地区年金友の会	644 人
J A東京あおば大泉地区年金友の会	435 人

当 J A の組合員組織を記載しています

3 役員一覧

(令和2年4月1日 現在)

役職名	氏 名	常勤・非常勤の別	役職名	氏 名	常勤・非常勤の別
代表理事組合長	酒井 利博	常勤	理事	高橋 輝行	非常勤
代表理事副組合長	久保 秀一	常勤	理事	高橋 正悦	非常勤
代表理事専務	鈴木 裕	常勤	理事	高橋 康代	非常勤
常務理事	島田 健一	常勤	理事	田中 好雄	非常勤
常務理事	新堀 桂三	常勤	理事	富岡 誠一	非常勤
理事部長	古川 栄	常勤	理事	星川 茂喜	非常勤
理事	相原 和彦	非常勤	理事	星野 茂	非常勤
理事	石手 啓夫	非常勤	理事	増島 誠一	非常勤
理事	内田 忠男	非常勤	理事	安井 芳一	非常勤
理事	大山 暁司	非常勤	理事	吉田 茂雄	非常勤
理事	加藤 茂	非常勤	理事	吉野 美智代	非常勤
理事	加藤 晴久	非常勤	代表監事	横山 昇	非常勤
理事	木下 正	非常勤	常勤監事	高橋 隆	常勤
理事	小原 孝之	非常勤	監事	本橋 政春	非常勤
理事	小山 貴代	非常勤	監事	関口 繁夫	非常勤
理事	櫻井 祐次	非常勤	監事	山口 卓	非常勤
理事	杉森 健二	非常勤	監事	戸部 秀明	非常勤

4 職員

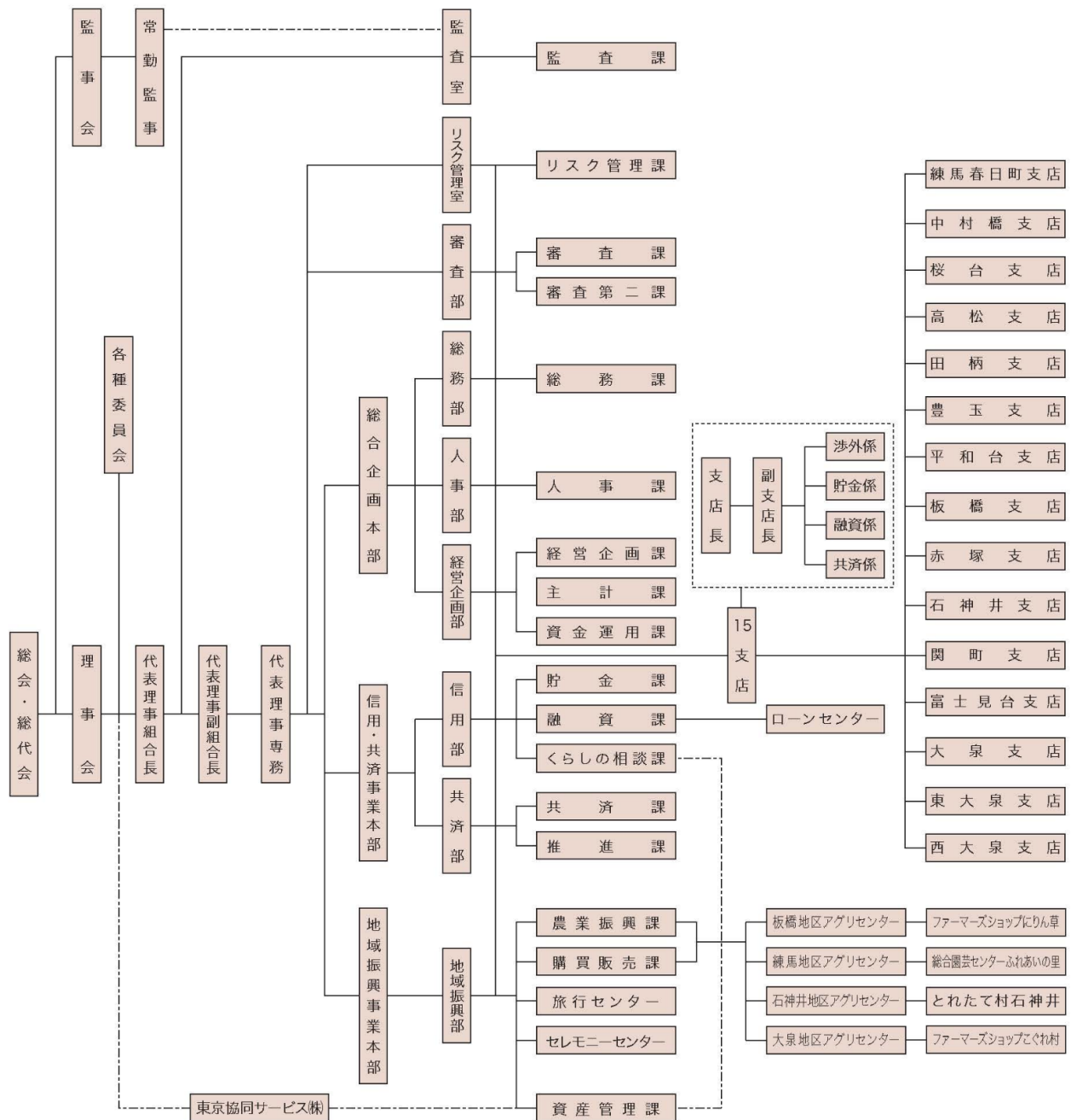
(単位：人)

項 目	平成30年度			令和元年度		
	男性	女性	計	男性	女性	計
参事	-	-	-	-	-	-
会計主任	-	-	-	-	-	-
一般職員	180	169	349	182	170	352
営農指導員	12	2	14	14	4	18
生活指導員	-	5	5	-	5	5
合 計	192	176	368	196	179	375

5 組織機構図

(令和2年4月1日 現在)

組織の構成



(注1) 機構図は令和2年4月1日現在のものです。

(注2) 信用部融資課がローンセンター業務を開始するに伴い、変更しました。

6 地区一覧

(令和2年度4月1日 現在)

板橋区・北区・豊島区・練馬区

7 沿革・歩み

平成 9年 4月 1日	J A板橋、J A練馬、J A石神井、J A大泉の4 J Aの合併により J A東京あおばを設立
平成10年 6月30日	高齢化社会に向け、助け合い組織「あおば共生の会」設立
平成11年 9月16日	高齢者福祉事業の一環としてミニデイサービス開始
平成12年 3月11日	総合園芸センター「ふれあいの里」オープン
平成12年10月21日	「石神井ファーマーズセンター」オープン
平成16年 4月 1日	ファーマーズショップ「にりん草」オープン
平成19年 6月27日	葬祭事業の実施を総代会において議決
平成21年 4月 1日	総合相談室 業務開始
平成23年10月17日	練馬春日町支店・練馬地区振興センター（現・練馬地区アグリセンター） 新築移転オープン
平成25年12月19日	石神井支店・石神井地区振興センター（現・石神井地区アグリセンター） 「とれたて村石神井」グランドオープン （「石神井ファーマーズセンター」廃止）
平成26年 4月 1日	総合相談室を廃し、信用部くらしの相談課を新設
平成26年 6月16日	赤塚支店・板橋地区振興センター（現・板橋地区アグリセンター）新築移転オープン
平成27年 4月 6日	東大泉支店新築移転オープン
平成28年 3月 1日	移動金融店舗車 業務開始
平成30年 1月11日	ファーマーズショップ「にりん草」仮設店舗営業開始
平成31年 4月19日	ファーマーズショップ「にりん草」リニューアルオープン

8 店舗一覧

(令和2年7月1日 現在)

店 舗 名	郵便番号	住 所	電話番号	ATM 設置台数
本店	179-0075	練馬区高松5-23-27	03-5372-1311	1
練馬春日町	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-1451	1
中村橋支店	176-0023	練馬区中村北3-11-6	03-3999-1611	1
桜台支店	176-0002	練馬区桜台3-35-17	03-3992-6188	1
高松支店	179-0075	練馬区高松6-34-1	03-3997-5231	1
田柄支店	179-0073	練馬区田柄2-20-10	03-3939-0021	1
豊玉支店	176-0012	練馬区豊玉北4-7-6	03-3994-2911	1
平和台支店	179-0083	練馬区平和台3-25-20	03-3937-0881	1
板橋支店	174-0076	板橋区上板橋2-18-14	03-3932-1131	1
赤塚支店	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0115	1
石神井支店	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4121	1
関町支店	177-0051	練馬区関町北1-22-11	03-3920-4128	1
富士見台支店	177-0035	練馬区南田中3-1-1	03-3995-4191	1
大泉支店	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3111	1
東大泉支店	178-0063	練馬区東大泉1-28-1 凹ズモ大泉学園口	03-3925-3211	1
西大泉支店	178-0065	練馬区西大泉4-9-1	03-3978-1711	1
練馬地区アグリセンター	179-0074	練馬区春日町1-17-34	03-3999-7851	0
総合園芸センターふれあいの里	176-0002	練馬区桜台3-35-18	03-3991-8711	0
板橋地区アグリセンター	175-0084	板橋区四葉2-8-3	03-3930-0186	0
ファーマーズショップにりん草	175-0082	板橋区高島平3-12-21	03-3975-2189	0
石神井地区アグリセンター とれたて村石神井	177-0041	練馬区石神井町5-11-7	03-3995-4955	0
大泉地区アグリセンター ファーマーズショップ こぐれ村	178-0061	練馬区大泉学園町2-12-17	03-3925-3112	0
セレモニーセンター	177-0041	練馬区石神井町5-11-7 石神井支店2階	03-3996-9439	0

店舗外ATM設置台数 3 台

9 特定信用事業代理業者の状況

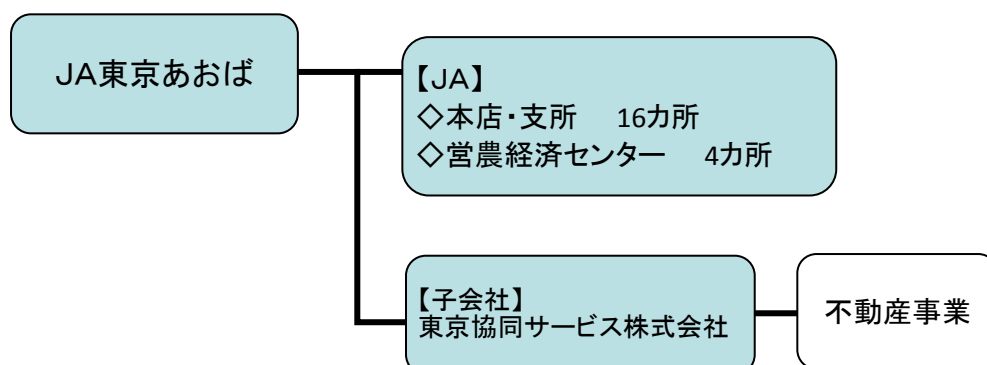
該当する取引はありません。

連結情報

□ グループの概況

○グループの事業系統図

J A東京あおばのグループは、当J A、子会社1社で構成されています。
このうち、当年度及び前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は1社です。なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社に、相違はありません。



○子会社等の状況

(単位：百万円、%)

名 称	主たる営業所 又は 事務所の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金又は出資金	当J Aの 議決権比率	他の子会社 等の議決権 比率
東京協同 サービス 株式会社	東京都練馬区早 宮2-17-50平和台 S TビルⅡ 3階	不動産	昭和62年10月1日	50	100	0

○連結事業概況（令和元年度）

◇連結事業の概況

① 事業の概況

令和元年度の当J Aの連結決算は、子会社を連結しております。
連結決算の内容は、連結経常収益6,688万円、連結当期剰余金1,092百万円、連結純資産37,948百万円、連結総資産553,499百万円で、連結自己資本比率は17.58%となりました。

② 連結子会社等の事業概況

東京協同サービス株式会社

J A東京あおばの各部署・各支店と資産管理に関する情報共有し連携を取ってまいります。賃貸管理業務を中心に、組合員皆さまの資産運用・土地活用並びに相続相談業務を積極的に行ってまいります。また、社員のレベルアップを図る為、各種研修会への積極的な参加を促し人材育成に努めます。

○最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
連結経常収益（事業収益）	7,520	7,491	7,067	6,976	6,688
信用事業収益	5,095	4,957	4,510	4,513	4,310
購買事業収益	421	388	406	421	341
販売事業収益	165	159	159	150	191
共済事業収益	1,133	1,110	1,064	1,079	1,041
その他事業収益	704	875	927	811	803
連結経常利益	2,234	2,152	1,334	1,349	1,359
連結当期剰余金	1,974	1,686	1,092	1,087	1,092
連結純資産額	35,568	36,160	36,652	37,417	37,948
連結総資産額	518,503	534,567	549,659	547,892	553,499
連結自己資本比率	18.05%	17.83%	18.71%	17.62%	17.58%

注 「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。

□ 連結貸借対照表

資産の部

科 目	平成30年度	令和元年度
1. 信用事業資産	523,260,064	524,915,616
（1）現金及び預金	369,079,752	348,929,185
（2）買入金銭債権	-	-
（3）金銭の信託	-	-
（4）有価証券	5,438,513	30,571,676
（5）貸出金	149,140,775	145,594,012
（6）その他の信用事業資産	1,071,334	1,030,492
（7）債務保証見返	-	-
（8）貸倒引当金	△1,470,312	△1,209,750
2. 共済事業資産	24,151	24,332
（1）共済貸付金	4,500	-
（2）その他の共済事業資産	19,651	24,332
（3）貸倒引当金	-	-
3. 経済事業資産	76,498	56,575
（1）受取手形及び経済事業未収金	42,321	26,698
（2）棚卸資産	24,697	21,079
（3）その他の経済事業資産	9,576	8,798
（4）貸倒引当金	△97	-
4. 雑資産	2,396,258	2,367,447
5. 固定資産	6,388,671	6,889,467
（1）有形固定資産	6,317,153	6,827,174
建物	5,210,742	5,279,496
機械装置	19,124	17,560
土地	3,369,044	4,040,689
リース資産	-	-
建設仮勘定	59,310	1,050
その他の有形固定資産	1,278,534	1,315,294
減価償却累計額	△3,619,601	△3,826,917
（2）無形固定資産	71,517	62,292
のれん	-	-
リース資産	-	-
その他の無形固定資産	71,517	62,292
6. 外部出資	15,104,640	18,493,790
（1）外部出資	15,104,640	18,493,790
（2）外部出資等損失引当金	-	-
7. 繰延税金資産	642,215	752,329
8. 再評価に係る繰延税金資産	-	-
9. 繰延資産	-	-
資産の部合計	547,892,498	553,499,559

負債の部

(単位：千円)

科目	平成30年度	令和元年度
1. 信用事業負債	505,542,256	510,753,650
(1) 貯金	505,387,185	510,623,121
(2) 譲渡性貯金	－	－
(3) 借入金	－	－
(4) その他の信用事業負債	155,070	130,528
(5) 債務保証	－	－
2. 共済事業負債	1,113,984	898,908
(1) 共済借入金	1,200	－
(2) 共済資金	711,817	502,533
(3) その他の共済事業負債	400,967	396,375
3. 経済事業負債	75,400	47,364
(1) 支払手形及び経済事業未払金	72,568	44,580
(2) その他の経済事業負債	2,831	2,784
4. 設備借入金	－	－
5. 雑負債	1,363,535	1,418,150
6. 諸引当金	2,380,075	2,433,269
(1) 賞与引当金	159,551	163,298
(2) 退職給付に係る負債	1,734,220	1,803,530
(3) 役員退職慰労引当金	68,177	28,986
(4) 特例業務負担金引当金	418,126	437,453
7. 繰延税金負債	－	－
8. 再評価に係る繰延税金負債	－	－
負債の部合計	510,475,252	515,551,343
純資産の部		
1. 組合員資本	37,504,530	38,249,504
(1) 出資金	2,245,362	2,224,816
(2) 資本剰余金	6,567	6,567
(3) 利益剰余金	35,281,182	36,051,563
(4) 処分未済持分	△ 28,482	△ 33,343
(5) 子会社の所有する親組合出資金	△ 100	△ 100
2. 評価・換算差額等	150,703	△ 51,120
(1) その他有価証券評価差額金	150,703	△ 51,120
(2) 繰延ヘッジ損益	－	－
(3) 土地再評価差額金	－	－
(4) 退職給付に係る調整累計額	△ 237,988	△ 250,168
3. 非支配株主持分	－	－
純資産の部合計	37,417,246	37,948,215
負債及び純資産の部合計	547,892,498	553,499,559

□ 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成30年度	令和元年度
1. 事業総利益	5,822,467	5,906,103
(1) 信用事業収益	4,513,322	4,310,335
資金運用収益	4,293,508	4,127,068
(うち預金利息)	(1,802,367)	(1,701,085)
(うち有価証券利息)	(32,027)	(91,421)
(うち貸出金利息)	(1,972,747)	(1,847,017)
(うちその他受入利息)	(486,365)	(487,544)
役務取引等収益	78,551	77,722
その他事業直接収益	6	47,583
その他経常収益	141,256	57,960
(2) 信用事業費用	401,152	95,699
資金調達費用	133,801	97,303
(うち貯金利息)	(132,682)	(96,402)
(うち給付補填備金繰入)	(1,114)	(900)
(うち譲渡性貯金利息)	-	-
(うち借入金利息)	-	-
(うちその他支払利息)	(4)	(1)
役務取引等費用	17,086	16,921
その他事業直接費用	32,802	-
その他経常費用	217,461	△ 18,525
(うち貸倒引当金繰入額)	-	(1,209,750)
(うち貸倒引当金戻入益)	(△72,589)	-
(うち貸出金償却)	-	-
信用事業総利益	4,112,170	4,214,636
(3) 共済事業収益	1,079,441	1,041,546
共済付加収入	994,075	952,572
その他の収益	85,365	88,974
(4) 共済事業費用	41,567	36,520
共済推進費及び共済保全費	28,765	23,017
その他の費用	12,802	13,503
共済事業総利益	1,037,874	1,005,026
(5) 購買事業収益	421,929	341,929
購買品供給高	410,633	331,700
購買手数料	7,674	6,721
その他の収益	3,621	3,507
(6) 購買事業費用	370,734	298,101
購買品供給原価	358,622	287,066
購買品供給費	-	-
その他の費用	12,112	11,035
購買事業総利益	51,194	43,828
(7) 販売事業収益	150,656	191,149
販売品販売高	102,646	111,621
販売手数料	39,767	38,884
その他の収益	8,242	40,643
(8) 販売事業費用	92,517	101,317
販売品販売原価	79,161	86,208
販売費	-	-
その他の費用	13,355	15,109
販売事業総利益	58,139	89,831

科 目	平成30年度	令和元年度
(9) 福祉事業収益	188	177
(10) 福祉事業費用	435	418
福祉事業総損失	247	240
(11) 利用事業収益	147,136	154,001
(12) 利用事業費用	130,852	137,517
利用事業総利益	16,284	16,484
(13) 宅地等供給事業収益	2,555	1,705
(14) 宅地等供給事業費用	-	-
宅地等供給事業総利益	2,555	1,705
(15) 旅行事業収益	9,292	7,886
(16) 旅行事業費用	1,295	1,055
旅行事業総利益	7,996	6,831
(17) その他事業収益	637,265	629,566
(18) その他事業費用	45,145	48,084
その他事業総利益	592,120	581,482
(19) 指導事業収益	7,300	9,898
(20) 指導事業費用	62,920	63,380
指導事業総利益	△ 55,619	△ 53,482
2. 事業管理費	4,667,645	4,749,939
(1) 人件費	3,199,696	3,297,676
(2) その他事業管理費	1,467,949	1,452,262
事業利益	1,154,821	1,156,164
3. 事業外収益	220,132	227,704
(1) 受取雑利息	1,572	185
(2) 受取出資配当金	195,767	197,823
(3) 持分法による投資益	-	-
(4) その他の事業外収益	22,793	29,696
4. 事業外費用	25,750	24,404
(1) 支払雑利息	22,719	23,142
(2) 持分法による投資損	-	-
(3) その他の事業外費用	3,030	1,261
経常利益	1,349,203	1,359,465
5. 特別利益	69,276	99
(1) 固定資産処分益	69,276	-
(2) その他の特別利益	-	99
6. 特別損失	20,660	357
(1) 固定資産処分損	20,660	357
(2) 資産除去債務特別損失	-	-
(3) その他の特別損失	-	-
税金等調整前当期利益	1,397,820	1,359,207
法人税・住民税及び事業税	227,284	294,377
法人税等調整額	82,900	△ 27,222
法人税等合計	310,185	267,154
当期利益	1,087,634	1,092,053
非支配株主に帰属する当期利益	-	-
当期剰余金	1,087,634	1,092,053

□ 連結注記表等

◇令和元年度

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 1 社
東京協同サービス株式会社
②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 0 社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

①連結される子会社等の決算日は次の通りです。

1 2 月末日 0 社

3 月末日 1 社

②連結される子会社・子法人等は、それぞれの決算日と連結決算日の差異が3ヶ月を超えないため、それぞれの当該決算日の財務により連結しております。連結決算日と上記の決算日等の間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金としています。

Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ③その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績率の平均値に、将来の損失発生見込みに係る必要な修正を加えた予想損失率に基づき算定した額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合に納付する特例業務負担金の支出に充てるため、当JAが負担する将来見込額に基づき計上しています。

4. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しています。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部における評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産及び無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

	種類	圧縮記帳
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産 (車両・運搬具)	2,047 (221)
	(器具備品)	(1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合計		447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

金額（単位：千円）

取得価格相当額	179,002
減価償却累計額相当額	165,707
期末残高相当額（未経過リース料期末残高相当額）	13,295
（うち1年以内の金額）	(4,090)
当期の支払リース料（減価償却費相当額）	4,122

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっています。なお、上記注記は利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっています。また、未経過リース料残高相当額に消費税等1,329千円は含めていません。

3. 担保に供している資産

定期預金4,000,000千円を為替決済の担保として、また、定期預金3,000千円を公金事務取扱に係る担保として差し入れています。

4. 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債務の総額 1,830,409千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額

3,637,294 千円

6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は2,463,020千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,463,020千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	9,126 千円
うち事業取引高	6,126 千円
うち事業取引以外の取引高	3,000 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	1,207 千円
うち事業取引高	1,207 千円

2. 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の追記

当JAは事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺消去を行っております。また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を掲載しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.13%上昇したものと想定した場合には、経済価値が753,991千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	347,631,924	347,651,627	19,703
有価証券			
その他有価証券	30,571,676	30,571,676	-
貸出金	145,594,012		
貸倒引当金(*1)	△ 1,209,750		
貸倒引当金控除後	144,384,262	147,175,166	2,790,903
資産計	522,587,862	525,398,470	2,810,607
貯金	512,453,531	512,501,799	48,268
負債計	512,453,531	512,501,799	48,268

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 預金、貯金、借入金の時価は、子会社分を含めていません。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額

外部出資

18,543,690

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	347,631,924	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	214,496	214,496	214,496	214,496	1,214,496	28,503,816
貸出金(*1, 2, 3)	10,829,091	9,736,439	11,284,321	8,818,867	8,531,755	94,094,933
合 計	358,675,512	9,950,935	11,498,818	9,033,364	9,746,252	122,598,749

(※1) 貸出金のうち、当座貸越134,993千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等134,301千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件2,164,302千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※4) 預金の償還予定額には、子会社分を含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	495,021,463	11,689,449	3,998,052	936,080	808,485	-
合 計	495,021,463	11,689,449	3,998,052	936,080	808,485	-

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(※2) 貯金の償還予定額には、子会社分を含めていません。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えるもの	国債	3,099,400	3,017,297	82,102
	地方債	2,228,010	2,200,000	28,010
	政府保証債	514,250	500,000	14,250
	社債	3,041,200	3,002,972	38,227
	受益証券	517,550	500,000	17,550
	小 計	9,400,410	9,220,270	180,139
貸借対照表計上 額が取得原価又 は償却原価を超 えないもの	国債	3,992,400	3,997,981	△ 5,581
	地方債	4,139,386	4,158,750	△ 19,363
	政府保証債	-	-	-
	社債	13,039,480	13,265,596	△ 226,116
	受益証券	-	-	-
	小 計	21,171,266	21,422,327	△ 251,061
合 計		30,571,676	30,642,597	△ 70,921

(*)なお、上記の差額に繰延税金資産19,801千円を加えた額△51,120千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	1,045,180	47,583	-
受益証券	2,010,000	-	-
合 計	3,055,180	47,583	-

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,258,487 千円
勤務費用	188,713 千円
利息費用	- 千円
数理計算上の差異の発生額	73,648 千円
退職給付の支払額	△ 193,746 千円
期末における退職給付債務	3,327,103 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,524,267 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	10,669 千円
数理計算上の差異の発生額	211 千円
特定退職金共済制度等への拠出金	96,840 千円
退職給付の支払額	△ 108,417 千円
期末における年金資産	1,523,572 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,327,103 千円
特定退職金共済制度	△ 1,523,572 千円
未積立退職給付債務	1,803,530 千円
未認識数理計算上の差異	△ 347,022 千円
貸借対照表計上額純額	1,456,507 千円
退職給付引当金	1,456,507 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	188,713 千円
利息費用	- 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 10,669 千円
数理計算上の差異の費用処理額	56,539 千円
小計	234,583 千円
子会社出向職員にかかる子会社負担	△ 12,400 千円
合計	222,183 千円

(6) 評価・換算差額等に計上された項目の内訳

評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は

未認識数理計算上の差異	△ 347,022 千円
合計	△ 347,022 千円

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	66 %
年金保険投資	25 %
現金及び預金	4 %
その他	5 %
合計	100 %

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.00 %
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.70 %

2. 特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため、当事業年度において特例業務負担金32,831千円を拠出しています。

なお、令和2年3月31日現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、437,453千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	207,305
賞与引当金	52,587
退職給付引当金	406,656
役員退職慰労引当金	6,741
資産除去債務	44,345
未払法人事業税及び未払地方法人特別税	14,740
未払法人事業所税	2,273
固定資産減損損失	12,935
業務外固定資産評価損	78,612
特例業務負担金引当金	122,137
その他有価証券評価差額金（評価損）	19,801
その他	20,151
繰延税金資産小計	988,288
評価性引当額	△ 329,671
繰延税金資産合計（A）	658,616
繰延税金負債	
有形固定資産（資産除去債務）	△ 4,815
繰延税金負債合計（B）	△ 4,815
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	653,801

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.91 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.24 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 3.39 %
住民税均等割等	0.33 %
評価性引当額の増減	△ 5.89 %
事業分量配当金	△ 5.72 %
その他	△ 0.05 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.43 %

Ⅸ. その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの 貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当 J A が所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、当該除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14年～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	157,207千円
時の経過による調整額	<u>1,624千円</u>
期末残高	158,831千円

2. 貸借対照表に計上していない資産除去債務

当 J A は、支店等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における現状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当 J A が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われたとしても除去費用見積額に金額的重要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

◇平成30年度

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 1 社
東京協同サービス株式会社
- ②非連結子会社・子法人等・・・・・・・・・・ 0 社

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用対象となる子会社・子法人等はありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

①連結される子会社等の決算日は次の通りです。

- 1 2月末日 0 社
- 3月末日 1 社

②連結される子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しています。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの残高はありませんので、適用していません。

5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6. 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金としています。

Ⅱ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 評価基準及び評価方法

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

- ①子会社株式 : 移動平均法による原価法
- ②その他有価証券
 - (イ) 時価のあるもの : 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - (ロ) 時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

購買品 : 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

その他の棚卸資産 : 買取販売品については、移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）、買取販売品以外については、個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しています。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び決算事務手続要領に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

(5) 特例業務負担金引当金

農林漁業団体職員共済組合より通知される特例業務負担金の将来負担見込額に基づき計上しております。

4. リース取引の処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 計算書類に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

7. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部における評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額に計上しています。

Ⅲ. 連結貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は447,548千円であり、その内訳は次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	圧縮記帳
有形固定資産	建物	165,255
	機械装置	973
	土地	275,614
	その他の有形固定資産 (車両・運搬具) (器具備品)	2,047 (221) (1,826)
無形固定資産	ソフトウェア	3,657
合計		447,548

2. リース契約により使用する重要な固定資産

貸借対照表に計上した固定資産のほか、富士見台支店の店舗については、リース契約により使用しています。

金額 (単位：千円)

取得価格相当額	179,022
減価償却累計額相当額	161,294
期末残高相当額 (未経過リース料期末残高相当額)	17,708
(うち1年以内の金額)	(4,166)
当期の支払リース料 (減価償却費相当額)	4,166

減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっています。なお、上記注記は利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によっています。また、未経過リース料残高相当額に消費税等1,416千円は含めていません。

3. 担保に供している資産

その他有価証券のうち、15,004千円を宅地建物取引業法に定められた営業保証金の代用として、11,008千円を第2種旅行業法に定められた営業保証金の代用として供託しています。また、為替決済の担保として、定期預金4,000,000千円を差し入れています。

4. 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 1,676,916千円

5. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 3,649,892 千円

6. 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はあります。延滞債権額は2,551,481千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,551,481千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

IV. 連結損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社との取引による収益総額	11,799 千円
うち事業取引高	8,799 千円
うち事業取引以外の取引高	3,000 千円
(2) 子会社との取引による費用総額	90 千円
うち事業取引高	90 千円
うち事業取引以外の取引高	0 千円

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当JAは組合員等からお預かりした貯金を原資に、組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を東京都信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当JAが保有する金融資産は、主として当JA管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、貸出先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。また、貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っており、不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。資産自己査定の結果、貸倒引当金については経理規程及び決算事務手続要領に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当JAで保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当JAにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金及び貯金です。

当JAでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.06%上昇したものと想定した場合には、経済価値が133,960千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	367,777,340	367,799,090	21,749
有価証券			
その他有価証券	5,438,513	5,438,513	-
貸出金(*1)	149,140,775		
貸倒引当金(*2)	△ 1,470,312		
貸倒引当金控除後	147,670,463	150,988,167	3,317,704
資産計	520,886,317	524,225,771	3,339,454
貯金	507,128,416	507,196,041	67,625
負債計	507,128,416	507,196,041	67,625

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(*2) 預金・貯金・借入金の時価には、子会社分を含めていません。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

	(単位：千円) 連結貸借対照表計上額
外部出資	15,154,540

外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	367,777,340	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち 満期があるもの	526,000	-	-	1,000,000	-	3,721,000
貸出金(*1, 2, 3)	12,916,473	9,673,619	10,459,532	8,931,333	8,343,964	97,591,527
合 計	381,219,814	9,673,619	10,459,532	9,931,333	8,343,964	101,312,527

(※1) 貸出金のうち、当座貸越142,946千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(※2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等152,301千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(※3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件1,072,023千円は償還日が特定できないため、含めていません。

(※4) 預金の償還予定額には、子会社分を含めていません。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	489,035,518	10,823,290	5,053,796	1,256,436	956,373,846	-
合 計	489,035,518	10,823,290	5,053,796	1,256,436	956,373,846	-

(※1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

(※2) 貯金の償還予定額には、子会社分を含めていません。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他の有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表計上額	取得原価又は 償却原価	差額(*)
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えるも の	国債	2,144,813	2,026,313	118,499
	地方債	709,700	699,991	9,708
	政府保証債	513,750	500,000	13,570
	社債	1,549,250	1,503,130	46,119
	受益証券	521,000	500,000	21,000
	小 計	5,438,513	5,229,435	209,078
貸借対照表計 上額が取得原 価又は償却原 価を超えない もの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	社債	-	-	-
	受益証券	-	-	-
	小 計	-	-	-
合 計		5,438,513	5,229,435	209,078

(*)なお、上記差額から繰延税金負債58,374千円を差し引いた額150,703千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益	売却損
国債	2,135	6	-
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
社債	-	-	-
受益証券	4,787,000	-	32,802
合 計	4,789,135	6	32,802

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による「退職金共済制度」を採用しています。

(2) 退職給付の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,265,401 千円
勤務費用	187,738 千円
利息費用	- 千円
数理計算上の差異の発生額	7,137 千円
退職給付の支払額	△ 201,790 千円
過去勤務費用の発生額	- 千円
その他	- 千円
期末における退職給付債務	3,258,487 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,522,820 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	11,421 千円
確定給付企業年金制度期待運用収益	- 千円
数理計算上の差異の発生額	257 千円
特定退職金共済制度等への拠出額	97,773 千円
退職給付の支払額	△ 108,004 千円
その他	- 千円
期末における年金資産	1,524,267 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	3,258,487 千円
特定退職金共済制度	△ 1,524,267 千円
確定給付企業年金制度	- 千円
未積立退職給付債務	1,734,220 千円
貸借対照表計上額純額	1,404,093 千円
退職給付に係る負債	1,404,093 千円

(5) 退職給付に関連する損益

勤務費用	187,738 千円
利息費用	- 千円
特定退職金共済制度期待運用収益	△ 11,421 千円
確定給付企業年金制度期待運用収益	- 千円
数理計算上の差異の費用処理額	52,919 千円
過去勤務費用の費用処理額	△ 17,035 千円
小計(子会社の退職給付費用11,191千円を含む)	212,201 千円
臨時に支払った割増退職金	- 千円
合計	212,201 千円

(6) 評価・換算差額等に計上された項目の内訳

評価・換算差額等の退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりです。

未認識数理計算上の差異	330,126 千円
未認識過去勤務費用	- 千円
合計	330,126 千円

(7) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	69 %
年金保険投資	23 %
一般勘定	- %
現金及び預金	4 %
その他	4 %
合計	100 %

(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載年

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0 %
長期期待運用収益率	
特定退職金共済制度期待運用収益率	0.75 %
確定給付企業年金制度期待運用収益率	- %

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金32,414千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成31年3月31日現在における令和14年(2032年)3月までの特例業務負担金の将来見込額は、418,126千円となっています。

Ⅷ. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
貸倒引当金	274,375
賞与引当金	51,328
退職給付引当金	392,015
役員退職慰労引当金	15,587
資産除去債務	43,892
未払法人事業税及び未払地方法人特別税	10,482
未払法人事業所税	2,342
固定資産減損損失	12,935
業務外固定資産評価損	78,612
特例業務負担金引当金	116,740
その他	13,087
繰延税金資産小計	1,011,400
評価性引当額	△401,967
繰延税金資産合計 (A)	609,432
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△58,374
有形固定資産 (資産除去債務)	△5,273
繰延税金負債合計 (B)	△63,648
繰延税金資産の純額 (A) + (B)	545,784

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.91 %
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.59 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.35 %
住民税均等割等	0.22 %
評価性引当額の増減	△2.08 %
事業分量配当金	△5.78 %
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	- %
その他	△0.37 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.14 %

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しています。

IX. その他の注記

1. 貸借対照表に計上している資産除去債務

(1) 当該資産除去債務の概要

当組合が所有する建物の一部に有害物質が使用されていることから、その有害物質を除去する義務に関して、該当除去費用を合理的に見積り、資産除去債務を計上しています。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は14～33年、割引率は1.277%～2.250%を採用しています。

(3) 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	155,614千円
時の経過による調整額	<u>1,524千円</u>
期末残高	157,207千円

2. 貸借対照表に計上している以外の資産除去債務

当組合は、支店等の事業用資産に関して、不動産賃貸契約に基づき、退去時における現状回復にかかる義務を有していますが、当該支店等の事業用資産は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われたとしても除去費用見積額に金額的必要性はないことから当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

□ 連結剰余金処分計算書

(単位：千円)

科	目	平成30年度	令和元年度
(資本剰余金の部)			
1	資本剰余金期首残高	6,567	6,567
2	資本剰余金増加高	－	－
3	資本剰余金減少高	－	－
4	資本剰余金期末残高	6,567	6,567
(利益剰余金の部)			
1	利益剰余金期首残高	34,632,600	35,281,182
2	利益剰余金増加高	1,087,634	1,092,053
	当期剰余金	1,087,634	1,092,053
3	利益剰余金減少高	439,053	321,671
	配当金	439,053	321,671
4	利益剰余金期末残高	35,281,182	36,051,563

□ 連結事業年度のリスク管理債権の状況

(単位：百万円)

種 類	平成30年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	2,551	2,463	88
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	2,551	2,463	88

(注) 1. 破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

□ 連結事業年度の事業別経常収益等

○連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：百万円)

		平成30年度	令和元年度
信用事業	事業収益	4,513	4,310
	経常利益	1,501	1,575
	資産の額	523,260	524,915
共済事業	事業収益	1,079	1,043
	経常利益	413	369
	資産の額	24	24
購買事業	事業収益	421	343
	経常利益	△201	△197
	資産の額	76	56
販売事業	事業収益	150	191
	経常利益	△137	△118
	資産の額	－	－
その他事業	事業収益	803	803
	経常利益	△226	△219
	資産の額	－	－
計	事業収益	6,969	6,688
	経常利益	1,349	1,359
	資産の額	547,892	553,499

□ 連結自己資本の充実の状況

令和2年3月末における連結自己資本比率は、17.58%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	東京あおば農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	38,436百万円

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成30年度		令和元年度
		経過措置による不算入額	
<コア資本に係る基礎項目>			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員資本の額	36,527		37,972
うち、出資金及び資本準備金の額	2,251		2,231
うち、再評価積立金の額	-		-
うち、利益剰余金の額	33,836		35,373
うち、外部流出予定額（△）	439		367
うち、上記以外に該当するものの額	△22		△33
コア資本に算入される評価・換算差額等	488		463
うち、退職給付に係るものの額	488		463
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	-		-
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	-		-
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
うち、回転出資金の額	-		-
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	37,016		38,436
<コア資本に係る調整項目>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	37		42
うち、のれんに係るものの額	-		-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	37		42
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-		-
適格引当金不足額	-		-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-		-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-		-
退職給付に係る資産の額	-		-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-		-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-		-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-		-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-		-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-

特定項目に係る15パーセント基準超過額	-		-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-		-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-		-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-		-
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	37		42
<自己資本>			
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	36,978		38,393
<リスク・アセット等>			
信用リスク・アセットの額の合計額	185,837		207,205
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△15,101		-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	15,110		-
うち、上記以外に該当するものの額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	-		-
信用リスク・アセット調整額	-		-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	11,518		11,145
リスク・アセットの額の合計額（ニ）	209,814		218,350
<連結自己資本比率>			
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	17.62%		17.58%

注 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	平成30年度			令和元年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	1,301	-	-	1,296	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,026	-	-	7,017	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	701	-	-	6,363	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	2,004	150	6	5,573	507	20
地方三公社向け	2,348	469	18	3,920	784	31
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	367,798	73,559	2,942	347,646	69,529	2,781
法人等向け	1,085	878	35	11,088	7,104	284
中小企業等向け及び個人向け	1,507	337	13	1,431	347	13
抵当権付住宅ローン	83,277	28,773	1,150	81,089	27,960	1,118
不動産取得等事業向け	30,652	29,741	1,189	30,989	30,168	1,206
三月以上延滞等	152	25	1	134	26	1
取立未済手形	-	-	-	29	5	0
信用保証協会等保証付	13,355	1,330	53	14,185	1,412	56
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済約款貸付	4	-	-	-	-	-
出資等	460	460	18	460	460	18
(うち出資等のエクスポージャー)	-	-	-	460	460	18
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
上記以外	18,004	46,377	1,854	42,831	68,767	2,750
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	17,393	44,849	1,793	-	-	-
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象普通出資等に係るエクスポージャー)	-	-	-	18,082	45,207	1,808
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	611	1,528	61	662	1,655	66
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-

(うち上記以外のエクスポージャー)	-	-	-	24,086	21,904	876
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	500	1	0
(うちルックスルー方式)	500	1	0	500	1	0
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	△ 4,869	△ 194	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
上記以外	24,720	21,056	842	27,479	22,865	914
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	549,147	198,294	7,932	558,454	208,037	8,321
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	549,147	198,294	7,932	558,454	208,037	8,321
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	11,518	461	12,219	488		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	209,814	8,393	220,257	8,810		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. 当連結グループでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>

$$\frac{\text{（粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{）の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、J A以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。J Aの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (P. 15) をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody' s)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- (イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody' s, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		平成30年度				令和元年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	548,647	149,233	4,732	152	554,061	145,653	30,165	134
国	外	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		548,475	149,233	4,732	152	554,061	145,653	30,165	134
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	12	12	-	-	1	1	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	7,026	6,026	1,000	-	8,579	5,977	2,601	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	3,313	-	3,313	-
	運輸・通信業	503	2	500	-	8,179	16	8,162	-
	金融・保険業	371,085	3,252	-	-	349,101	123	1,300	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,939	3,939	-	-	4,768	3,866	901	-
	日本国政府・地方公共団体	5,076	2,348	2,727	-	16,100	2,719	13,381	-
	上記以外	1,132	578	504	-	985	431	503	-
	個人	133,009	133,004	-	152	132,455	132,455	-	134
	その他	26,859	66	-	-	30,576	60	-	-
業種別残高計		548,647	149,233	4,732	152	554,061	145,653	30,165	134
1年以下		370,018	2,893	526		348,696	1,049	-	
1年超3年以下		3,246	3,246	-		3,943	3,943	-	
3年超5年以下		6,394	5,396	997		5,833	4,832	1,001	
5年超7年以下		7,330	7,330	-		12,405	7,903	4,501	
7年超10年以下		11,878	11,878	-		14,434	12,331	2,102	
10年超		121,336	118,128	3,208		137,563	115,003	22,559	
期限の定めのないもの		28,443	360	-		31,184	589	-	
残存期間別残高計		548,647	149,233	4,732		554,061	145,653	30,165	
平均残高計		527,376	149,679	2,973		523,989	149,255	15,717	

（注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

区 分		平成30年度					令和元年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国 内		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国 外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域別残高計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法 人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	日本国政府・地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	個 人	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別残高計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1 年以下		-	-	-	-		-	-	-	-	
1 年超 3 年以下		-	-	-	-		-	-	-	-	
3 年超 5 年以下		-	-	-	-		-	-	-	-	
5 年超 7 年以下		-	-	-	-		-	-	-	-	
7 年超 1 0 年以下		-	-	-	-		-	-	-	-	
1 0 年超		-	-	-	-		-	-	-	-	
期限の定めのないもの		-	-	-	-		-	-	-	-	
残存期間別残高計		-	-	-	-		-	-	-	-	
平均残高計		-	-	-	-		-	-	-	-	

（注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものをいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度					令和元年度				
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個別貸倒引当金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度						令和元年度					
	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
国内	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
国外	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
地域別計	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	1,054	982	-	1,054	982	-	982	745	-	982	745	745
業種別計	1,054	982	-	1,054	982	-	982	745	-	982	745	745

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		平成30年度			令和元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘 案 後 残 高	リスク・ウェイト0%	-	9,258	9,258	-	19,928	19,928
	リスク・ウェイト2%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト10%	-	14,805	14,805	-	19,198	19,198
	リスク・ウェイト20%	-	370,204	370,204	1,401	351,641	353,043
	リスク・ウェイト35%	-	82,210	82,210	-	79,887	79,887
	リスク・ウェイト50%	-	166	166	5,293	143	5,437
	リスク・ウェイト75%	-	443	443	-	449	449
	リスク・ウェイト100%	-	56,203	56,203	3,313	54,058	57,371
	リスク・ウェイト150%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト200%	-	-	-			
	リスク・ウェイト250%	-	15,314	15,314	-	18,745	18,745
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-	-
計		-	548,475	548,475	10,008	544,052	554,061

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

（４）信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針及び手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 15）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度		令和元年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	500	－	500
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	0	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	3	36	6	53
抵当権付住宅ローン	5	－	3	－
不動産取得等事業向け	0	－	2	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	1	－	20	－
合 計	10	537	33	554

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	平成30年度			令和元年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリバ ティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・デリバ ティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関向け及び第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	-	-	-	-	-	-
中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」は、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（７）オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 15）をご参照ください。

（８）出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはＪＡのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。ＪＡのリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P. 15）をご参照ください。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	平成30年度		令和元年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	15,104	-	18,493	-
合計	15,104	-	18,493	-

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

平成30年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

（単位：百万円）

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

（単位：百万円）

平成30年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	平成30年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	500	500
マンドート方式を適用するエクスポージャー		－
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー		－
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー		－
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー		－

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P. 15）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
		△EVE		△NII	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	2,269	5,609		581
2	下方パラレルシフト	-	-		10
3	スティープ化	1,690	4,578		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	501	606		
6	短期金利低下	24	5		
7	最大値	2,269	5,609		581
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	36,978		38,393	

- ・「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号（平成31年2月18日付）の改正に基づき、「△NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

- （注）
1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
 2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
 3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
 5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
 8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

□ 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

平成32年7月30日

東京あおば農業協同組合

代表理事組合長 **洒井 利博**

組合単体ベースのディスクロージャー開示項目

I 概況及び組織に関する事項	
1 業務運営の組織	90
2 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	91
3 事務所の名称及び所在地	94
4 特定信用事業代理業者に関する事項	94
II 主要な業務の内容	
5 主要な業務の内容	5
III 主要な業務に関する事項	
6 直近の事業年度における事業の概況	5
7 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	56
②経常利益又は経常損失	56
③当期剰余金又は当期損失金	56
④出資金及び出資口数	56
⑤純資産額	56
⑥総資産額	56
⑦貯金等残高	56
⑧貸出金残高	56
⑨有価証券残高	56
⑩単体自己資本比率	56
⑪剰余金の配当の金額	56
⑫職員数	56
8 直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	57
②貯金に関する指標	59
③貸出金等に関する指標	60
④有価証券に関する指標	66
IV 業務の運営に関する事項	
9 リスク管理の体制	15
10 法令遵守の体制	16
11 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	14
12 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	17
V 組合の直近の2事業年度における財産の状況	
13 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	28
14 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
①破綻先債権に該当する貸出金	34
②延滞債権に該当する貸出金	34
③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	34
④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	34
15 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額	
16 自己資本の充実の状況	78
17 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	67
②金銭の信託	68
③デリバティブ取引	68
④金融等デリバティブ取引	68
⑤有価証券関連店頭デリバティブ取引	68
18 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	64
19 貸出金償却の額	64
20 会計監査人の監査を受けている旨	55

連結(組合及び子会社等)ベースのディスクロージャー開示項目

I	組合及びその子会社等の概況	
1	組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	95
2	組合の子会社等に関する事項	95
	①名称	95
	②主たる営業所又は事務所の所在地	95
	③資本金又は出資金	95
	④事業の内容	95
	⑤設立年月日	95
	⑥組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	95
	⑦組合の1の子会社等以外の子会社等有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	95
II	組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
3	直近の事業年度における事業の概況	95
4	直近の5連結会計年度における主要な業務の状況	96
	①経常収益(事業の区分ごとの事業収益及びその合計)	96
	②経常利益又は経常損失	96
	③当期利益又は当期損失	96
	④純資産額	96
	⑤総資産額	96
	⑥連結自己資本比率	96
III	直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの	
5	貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	97
6	貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	
	①破綻先債権に該当する貸出金	105
	②延滞債権に該当する貸出金	105
	③3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	105
	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	105
7	自己資本の充実の状況	133
8	事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの	129